

第52期平成29年度第1回

香川地方最低賃金審議会

会 議 次 第

平成 29 年 7 月 3 日 (月)
高松サンポート合同庁舎第1会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長、会長代理の選出について
- (2) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等承認について
- (3) 平成 29 年度最低賃金の審議の進め方等承認について
- (4) 議事録署名委員の指名について
- (5) 香川県最低賃金の改正諮問について
- (6) その他

3 閉 会

第1回香川地方最低賃金審議会資料目次

- 資料No.1 第52期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料No.2 香川地方最低賃金審議会運営規程（案）
- 資料No.3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）
- 資料No.4 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）
- 資料No.5 第52期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿（案）
- 資料No.6 平成29年度最低賃金の審議の進め方等について（案）
- 資料No.7 平成29年度答申日別最短効力発生予定日一覧表
- 資料No.8 平成28年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No.9 「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）（抄）」
「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」について
（関係部分抜粋）」
- 資料No.10 香川の賃金概況（平成29年）
- 資料No.11 香川県の雇用情勢、労働市場の動向（平成29年4月分）
- 資料No.12 香川県内経済概況（平成29年4月）
- 資料No.13 香川県金融経済概況（平成29年5月）
- 資料No.14 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告
- 資料No.15 「地域間格差を是正し、持続可能な四国の実現にむけ、最低賃金の改善と中
小企業支援策の拡充を求める要請」（全労連四国地区協議会）

別途配付資料

- 平成29年度版最低賃金決定要覧
- 平成29年度労働行政のとりくみ（香川労働局）
- 「香川県最低賃金総合相談支援センター」利用案内
- 「業務改善助成金」利用案内

第52期 香川地方最低賃金審議会委員名簿

平成29年6月15日現在

香川労働局

区 分	氏 名	現 職	備 考
公 益 代 表	あずま けいすけ 東 圭介	公認会計士 税理士 社会保険労務士	
	さがわ ゆかこ 佐川 友佳子	香川大学法学部 准教授	
	しばた じゅんこ 柴田 潤子	香川大学 副学長 香川大学大学法学部 教授	
	たかつか じゅんこ 高塚 順子	高松短期大学 秘書科 教授	
	まつうら あきはる 松浦 明治	松浦法律事務所 弁護士	
労 働 者 代 表	くすもと としひさ 楠本 敏久	U Aゼンセン香川県支部 支部長	
	たき なおこ 瀧 菜穂子	四国労働金庫労働組合香川県支部 副支部長 日本労働組合総連合会香川県連合会女性委員会 事務局長	
	つちだ かずき 土田 和樹	電機連合東四国地方協議会 兼 電機連合香川地域協議会 事務局長	
	なかむら とおる 中村 亨	タダノ労働組合 事務局長 J A M四国香川地区協議会 事務局長	
	ふ け りょういち 福家 良一	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長	
使 用 者 代 表	あ べ ただゆき 安部 忠之	四国ドック株式会社業務統括部 総務部長	
	あやだ しょうこ 綾田 正子	綾田電機株式会社 代表取締役 昭和電装株式会社 代表取締役	
	ともくに せいじ 友國 誠二	株式会社トモクニ 代表取締役社長	
	はまだ とおる 濱田 徹	四国フクスケ株式会社 代表取締役社長	
	ふ け しょういち 福家 正一	香川県経営者協会 専務理事	
任 命 年 月 日		平成29年4月21日 (任期は、平成31年4月20日まで) (※労働者代表の中村委員は平成29年6月15日任命 任期は同じく平成31年4月20日まで)	

香川地方最低賃金審議会運営規程（案）

（目的）

- 第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により、香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（小委員会）

- 第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
- 2 小委員会の委員は、審議会委員の中から、各側委員3名ずつ合計9名とする。
- 3 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理を置く。委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

（委員の欠席）

- 第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

- 第5条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

- 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人の情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

- 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付して、その都度香川労働局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年7月3日から施行する。

香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）

（名称）

第1条 本委員会は、香川地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）という。

（会議）

- 第2条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。
- 2 委員会は、各側委員が少なくとも1名出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員会の委員に事故あるときは、他の審議会委員が代理することができる。この場合、各側委員のうち少なくとも1名は本委員会の委員でなければならない。
 - 4 委員会は、審議会における重要事項のうち、審議会から付託された事項及び委員会が必要と認める重要事項について審議する。

（議事録）

第3条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には委員長及び委員長の指名した委員2名が署名するものとする。

（報告）

第4条 委員長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

（準用）

第5条 委員会に関するその他の運営は、最低賃金審議会の運営に準ずるものとする。

附則

（施行期日）

この規程は、平成29年7月3日から施行する。

香川地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、香川地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し、香川地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

（会議の公開）

第2条 運営規程第6条及び部会運営規程第7条に基づく会議の公開又は非公開の決定は審議会等において行う。

（公開の掲示）

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については審議会等の開催日の14日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、香川労働局において掲示する。

（傍聴の申込）

第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の6日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに、はがき又はファクシミリにより労働基準部賃金室あてに申込むものとする。

2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

（抽選）

第5条 傍聴人は、原則として5名とする。

2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。

3 抽選結果については、電話等で通知する。

4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

（名簿）

第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

（傍聴）

第7条 傍聴人には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴人は、審議会等の開始10分前までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴人席に着席するものとする。

3 傍聴人には、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項を周知するものとする。

(退去)

第8条 審議中に、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し事務局から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎退去命令を発出するものとする。

(非公開)

第9条 公開する審議会等であっても、会長又は部会長は会議の一部を非公開とすることができる。

(報道関係)

第10条 審議会等を公開する場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会等の開始直前までとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

第52期 香川地方最低賃金審議会

運営小委員会名簿

区分	氏 名	現 職
公益 代表 委員	東 圭介	公認会計士 税理士 社会保険労務士
	柴田 潤子	香川大学 副学長 香川大学法学部 教授
	松浦 明治	松浦法律事務所 弁護士
労働者 代表 委員	楠本 敏久	U Aゼンセン香川支部 支部長
	中村 亨	タダノ労働組合 事務局長 J A M四国香川地区協議会 事務局長
	福家 良一	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長
使用者 代表 委員	安部 忠之	四国ドック株式会社業務統括部 総務部長
	濱田 徹	四国フクスケ株式会社 代表取締役社長
	福家 正一	香川県経営者協会 専務理事

(注)各側委員は五十音順

指名年月日 平成29年7月3日

平成29年度最低賃金の審議の進め方等について

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。
この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については平成29年10月1日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 平成29年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。
- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、平成29年12月15日を努力目標とする。

- (4) 平成30年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

資料No.7

※1 「異議の申出に係る審議がない場合」及び「異議の申出に係る審議を締切日の翌開庁日に開催し、答申を得て同日午後2時までに局長決裁済みの官報公示文が到着した場合」の最短の一覧表

※2 当課指導係から本省大臣官房総務課に官報公示文を持ち込む日

平成28年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

香川労働局

区 分	開 催 月 日 と 主 な 議 題			
香川地方 最低賃金審議会 27.4.21委員委嘱	① H28年7月11日 ・審議会運営規程等承認 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議 ・議事録署名委員の指名 ・香川県最賃の改正諮問	② H28年8月1日 ・中賃の目安伝達 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の有無の諮問 ・今後の審議日程	③ H28年8月4日 ・香川県最賃の改正決定 答申内容、時間額742円 (+23円、3.2%アップ) ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性有の答申 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃の改正諮問	④ H28年8月22日 ・香川県最賃の答申内容に係る異議申出について審議 ・H28.8.4付け答申どおり決定することが適当との答申
運営小委員会 28.7.11委員指名	⑤ H28年9月8日 ・事業場視察 ・香川県及び全国の地域別最賃、特定最賃の改定状況報告	⑥ H28年11月16日 ・専門部会結審状況報告	⑦ H29年3月14日 ・29年度特定最賃改正等の意向確認 ・29年度審議の進め方等(案)の審議	
公益委員会 (香川県最低賃金答申日に開催)	⑧ H28年8月4日 特定専門部会の運営について			
香川県最低賃金 H28.7.22委員委嘱	① H28年7月25日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・参考人意見聴取(意見書) ・生活保護関連資料説明 ・議事録署名委員の指名 ・今後の審議日程	② H28年8月1日 ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ H28年8月3日 ・金額審議	④ H28年8月4日 ・金額審議 ・反対3、賛成5で結審 本審へ報告 報告内容、時間額742円 (+23円、3.2%アップ) 平成28年10月1日効力発生
専門部会 冷凍調理食品製造業最低賃金 H28.8.25委員委嘱	① H28年9月29日10:00～ ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	答申内容 時間額752円 (+2円、0.27%アップ) 平成28年12月15日指定日発効		
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 H28.8.25委員委嘱	① H28年9月27日13:30～ ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	② H28年10月3日10:30～ ・金額審議 使側 +15円 労側 +23円	③ H28年10月6日10:00～ ・金額審議 全会一致 答申内容 時間給 869円 (+19円 2.24%) H28.12.15 指定日発効	
船舶製造・修理業、船用機低賃金 H28.8.25委員委嘱	① H28年9月27日15:00～ ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	② H28年9月29日15:00～ ・金額審議 使側 +20円 労側 +27円	③ H28年10月7日15:00～ ・金額審議 使側 +20円 労側 +25円	④ H28年10月26日15:00～ ・金額審議 使側 +20円 労側 +25円
	⑤ H28年11月16日13:30～ ・金額審議 全会一致 答申内容 時間給 881円 (+21円 2.44%)法定発効			
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 H28.8.25委員委嘱	① H28年9月30日13:30～ ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	② H28年10月3日13:30～ ・金額審議 全会一致 答申内容 時間給 822円 (+17円 2.11%) H28.12.15 指定日発効		

働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)(抄)

3. 賃金引上げと労働生産性向上

(1) 企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善

(略)

最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。

(以下、略)

「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」について

経済財政運営と改革の基本方針2017(抄)(平成29年6月9日閣議決定)

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

3. 消費の活性化 (1) 可処分所得の拡大

(略) 最低賃金については、年率3%程度を目的として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。
これにより、全国加重平均が1000 円になることを目指す。このため、最低賃金引上げに対応する個別相談等の支援の枠組みを設け、生活衛生業から他業種に拡大するなど、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備を行う。(以下、略)

第4章 当面の経済財政運営と平成30 年度予算編成に向けた考え方

1. 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方

(略) Society5.0 の実現に向けた研究開発投資の促進、継続的な賃金の引上げ、長時間労働是正に伴う所定外賃金の減少分を原資とした処遇改善、年率3%で引き上げて1000 円を目指す最低賃金等による可処分所得の拡大、非正規の処遇改善のための同一労働同一賃金の導入などの働き方改革、保育や介護の環境整備、貧しい家庭に生まれたとしても、あるいは貧しくても高等教育を受けられることができる制度といった政策・取組を進めていく。(以下、略)

「未来投資戦略2017」(抄)(平成29年6月9日閣議決定)

第2 具体的施策

Ⅲ Society5.0に向けた横割課題

3. 人材の育成・活用力の強化 (2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 生産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進 ②賃金引上げと労働生産性向上

(略) 最低賃金について年率3%程度を目的として、名目GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000 円となることを目指す。賃上げしやすい環境の整備に向けて、中小企業等経営強化法による生産性向上支援や下請等中小企業の取引条件の改善等を図るとともに、金融機関と連携しながら企業の労働生産性の向上に資する設備投資を促進するなど賃金・生産性の向上に向けた支援を行う。賃金引上げに必要な経営力や収益を高めるため、セミナーや個別相談等の支援の枠組みを設け、飲食業等の生活衛生関係営業において先行し、他の業種へ拡大を図る。

香川の賃金概況

- 1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額
- 2 性、都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額
- 3 一般労働者の所定内給与額の推移
- 4 短時間労働者（パートタイム）の時間給の推移
- 5 短時間労働者（パートタイム）の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額
- 6 職種別所定内給与額
- 7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差
- 8 香川県の男女別学歴別初任給額の推移及び東京都との格差

平成29年
香川労働局労働基準部賃金室

1 都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額
(男女計)

平成28年 産業計・企業規模計

都道府県	男女計							
	年 齢	勤 続 年 数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞与 その他 特別 給与額	労働者数
					現 金 給 与 額	所定内 給 与 額		
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人
全 国	42.2	11.9	164	13	333.7	304.0	894.2	2306979
北海道	43.7	11.3	167	13	292.2	267.6	665.7	93430
青森	43.3	12.1	168	11	257.2	238.3	568.4	20866
岩手	43.3	11.6	167	12	256.8	235.9	539.5	23957
宮城	42.7	12.0	166	14	313.0	282.7	798.5	39943
秋田	44.0	12.8	168	10	262.4	242.2	560.3	19137
山形	42.8	12.5	167	11	262.8	242.3	561.2	21659
福島	42.5	12.0	168	13	287.0	260.5	664.8	33469
茨城	42.4	13.0	163	15	339.5	305.9	953.2	45117
栃木	42.3	12.4	164	15	323.9	289.7	873.0	38415
群馬	42.3	12.0	166	16	315.1	281.7	825.0	31912
埼玉	42.4	10.9	165	14	329.6	299.3	744.5	98370
千葉	42.9	11.3	164	14	330.5	298.9	765.8	74580
東京	41.4	11.7	160	13	403.4	373.1	1219.1	415114
神奈川	42.1	12.0	161	15	369.2	335.1	1012.4	129349
新潟	42.6	12.9	166	11	283.9	260.0	681.1	46119
富山	43.0	13.1	166	13	307.5	280.5	828.4	21519
石川	42.6	12.6	168	12	299.5	276.4	759.2	22061
福井	42.5	12.2	168	13	296.0	271.1	750.8	16568
山梨	42.8	11.8	166	12	311.4	283.5	876.1	12839
長野	42.3	12.2	165	12	310.2	283.0	770.1	37848
岐阜	42.4	12.3	167	14	310.0	280.2	841.4	31758
静岡	42.5	12.5	165	14	321.1	289.1	871.5	64385
愛知	41.3	12.9	165	17	354.0	314.4	1114.5	163533
三重	41.9	12.7	165	16	332.4	294.4	894.3	31347
滋賀	41.7	12.4	162	16	331.2	295.1	943.9	23609
京都	42.4	11.2	164	14	337.1	305.3	896.5	35923
大阪	42.1	12.4	162	13	357.1	326.9	980.1	159030
兵庫	42.2	11.6	165	14	330.0	299.7	888.0	86740
奈良	42.3	12.0	168	12	323.3	297.4	795.5	14376
和歌山	42.0	11.1	167	12	301.7	275.0	731.6	12020
鳥取	42.8	11.7	168	10	269.5	249.1	615.9	8902
島根	42.3	11.6	166	12	274.6	248.6	676.0	12138
岡山	42.0	11.8	165	13	308.2	279.5	783.2	36596
広島	42.3	12.0	167	15	319.8	287.0	808.4	49169
山口	43.0	12.5	166	13	301.5	271.1	820.4	23474
徳島	42.8	12.4	167	11	291.6	268.0	825.9	11571
香川	42.7	11.9	169	12	297.7	274.0	765.6	17908
愛媛	42.9	12.1	166	11	285.2	261.5	725.4	22149
高知	43.2	11.9	167	9	276.3	258.1	648.3	9446
福岡	42.0	10.8	167	14	305.1	277.5	710.2	100405
佐賀	43.0	12.0	167	13	272.7	247.9	622.4	13619
長崎	43.1	11.7	167	12	277.2	255.0	647.3	22589
熊本	42.7	10.9	168	12	277.2	254.8	620.7	31640
大分	42.6	10.9	166	13	276.7	249.7	662.9	19194
宮崎	42.8	10.9	168	11	255.6	234.6	610.9	16162
鹿児島	42.7	11.2	167	10	269.2	249.3	613.7	26305
沖縄	42.0	9.0	166	9	253.4	236.3	458.0	20722

資料出所 厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査」

は前年度より増加

は前年度より減少

2 性、都道府県別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(男女別)

都道府県	男									女								
	年齢	勤年	続数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞 与 その他 特別 給与額	労働者 数	年齢	勤年	続数	所定内 実労働 時間数	超 過 実労働 時間数	きまって支給する		年間賞 与 その他 特別 給与額	労働者 数
						現 金 給与額	所定内 給与額								現 金 給与額	所定内 給与額		
歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人			
全 国	43.0	13.3	165	16	370.9	335.2	1043.5	1512354	40.7	9.3	163	8	262.7	244.6	609.9	794626		
北海道	44.8	12.8	169	16	324.5	294.2	754.6	59908	41.7	8.7	163	7	234.5	220.2	507.0	33521		
青 森	44.0	13.3	168	14	292.3	266.5	654.9	12437	42.3	10.4	167	6	205.4	196.7	440.6	8429		
岩 手	43.6	12.6	169	15	287.6	261.1	627.5	14746	42.7	10.1	165	7	207.5	195.6	398.7	9212		
宮 城	43.7	13.1	167	16	351.9	314.7	930.1	25919	40.9	9.9	165	9	241.3	223.6	555.2	14025		
秋 田	44.8	13.9	169	13	289.1	264.5	616.4	11609	42.8	11.0	166	6	221.1	207.9	473.8	7528		
山 形	43.3	13.4	169	14	293.5	267.3	640.1	12731	42.2	11.3	164	7	219.0	206.6	448.5	8928		
福 島	42.8	13.0	169	16	324.1	291.3	790.5	21315	41.9	10.2	167	9	222.1	206.4	444.3	12154		
茨 城	42.9	14.2	164	18	374.8	334.9	1087.4	31784	41.4	10.2	162	9	255.3	236.8	633.3	13333		
栃 木	42.9	13.7	165	18	357.5	317.1	1027.9	26303	41.0	9.5	164	10	250.8	230.3	536.4	12112		
群 馬	42.9	13.1	167	20	349.6	307.5	937.6	21447	41.2	9.5	165	7	244.6	228.9	594.2	10465		
埼 玉	43.1	12.1	167	17	362.5	326.4	841.8	65772	40.8	8.5	162	8	263.4	244.6	548.2	32597		
千 葉	43.6	12.5	165	17	360.8	322.9	860.7	51542	41.3	8.8	161	8	262.7	245.2	553.5	23037		
東 京	42.8	13.2	161	14	445.3	411.7	1428.7	275878	38.6	8.9	159	10	320.4	296.5	803.6	139236		
神奈川	42.9	13.5	162	17	403.7	364.3	1173.7	89491	40.4	8.5	161	10	291.7	269.5	650.2	39858		
新 潟	43.2	13.9	167	14	313.4	284.2	772.6	29102	41.5	11.1	164	8	233.5	218.7	524.4	17017		
富 山	43.4	14.2	167	15	341.8	308.1	940.4	13458	42.3	11.2	166	8	250.3	234.3	641.6	8061		
石 川	43.2	13.8	169	15	336.6	306.6	885.8	13640	41.6	10.8	166	7	239.5	227.5	554.3	8422		
福 井	43.1	13.1	169	16	334.1	302.5	872.2	10404	41.4	10.6	167	8	231.6	218.1	545.8	6164		
山 梨	42.9	13.1	167	15	348.4	315.2	1061.2	8331	42.7	9.4	164	8	243.0	224.8	534.0	4508		
長 野	42.7	13.6	166	14	343.6	310.6	880.7	24961	41.5	9.5	164	8	245.5	229.5	556.0	12887		
岐 阜	42.8	13.9	167	16	348.4	310.5	999.4	20859	41.7	9.4	165	8	236.6	222.1	538.8	10898		
静 岡	43.1	14.0	166	17	357.2	318.8	1014.9	43603	41.3	9.4	164	9	245.3	226.8	570.6	20782		
愛 知	42.0	14.3	166	19	388.0	341.1	1278.5	117509	39.3	9.1	163	10	267.2	246.1	695.9	46024		
三 重	42.5	14.1	165	18	368.4	321.8	1031.7	21903	40.3	9.3	164	10	249.0	230.9	575.6	9444		
滋 賀	42.1	13.8	163	19	369.3	325.0	1108.9	16293	40.7	9.3	161	9	246.2	228.5	576.5	7317		
京 都	43.4	12.6	166	17	374.3	335.6	1028.7	22713	40.7	8.7	162	9	273.2	253.1	669.1	13209		
大 阪	43.4	14.0	163	15	395.7	360.2	1138.3	102830	39.7	9.4	159	8	286.7	265.9	690.8	56200		
兵 庫	42.9	13.2	166	17	366.3	329.1	1052.5	56434	41.0	8.6	163	9	262.5	244.9	581.7	30306		
奈 良	42.9	13.6	169	14	357.4	325.8	915.6	8944	41.4	9.3	166	8	267.2	250.7	597.7	5432		
和歌山	42.4	12.7	168	15	336.8	303.5	830.8	7431	41.4	8.6	165	7	244.8	229.0	571.0	4589		
鳥 取	42.9	12.3	169	13	299.5	273.5	685.5	5432	42.6	10.8	166	6	222.4	211.0	507.0	3470		
島 根	42.7	12.8	167	16	306.7	274.0	776.3	7486	41.5	9.7	165	7	222.9	207.7	514.8	4652		
岡 山	42.6	12.8	166	16	337.9	303.7	878.5	23540	41.0	9.8	163	9	254.7	235.7	611.4	13055		
広 島	43.0	13.4	168	18	351.8	311.3	930.5	33287	40.7	9.0	166	8	252.9	236.0	552.4	15882		
山 口	43.2	13.6	166	16	331.6	294.8	935.7	15579	42.5	10.2	165	8	242.2	224.3	592.9	7895		
徳 島	43.2	13.7	167	14	325.9	295.4	994.7	6907	42.3	10.4	166	6	240.9	227.4	575.8	4664		
香 川	42.9	13.2	170	15	332.7	303.5	883.4	11344	42.4	9.7	167	7	237.4	223.1	562.2	6564		
愛 媛	43.2	14.0	167	14	320.6	289.6	863.0	13876	42.4	9.0	164	6	225.8	214.3	494.6	8273		
高 知	43.1	12.8	168	12	309.3	286.4	726.3	5217	43.3	10.8	165	5	235.7	223.2	552.2	4229		
福 岡	43.0	12.2	168	18	344.4	308.7	829.6	61831	40.6	8.5	164	7	242.0	227.4	518.8	38574		
佐 賀	43.1	13.0	169	17	307.8	275.8	741.1	8454	42.9	10.4	164	7	215.3	202.4	428.0	5165		
長 崎	43.5	12.6	169	16	313.9	284.6	741.1	12745	42.6	10.4	165	7	229.6	216.7	525.9	9844		
熊 本	43.0	12.0	168	16	313.8	284.2	718.6	18287	42.2	9.4	167	6	227.1	214.4	486.7	13353		
大 分	42.7	11.8	167	16	307.5	272.5	738.2	11919	42.4	9.5	166	6	226.4	212.4	539.5	7275		
宮 崎	43.2	11.8	169	14	285.4	258.8	701.6	9729	42.1	9.5	167	7	210.5	198.1	473.7	6433		
鹿 児 島	43.4	12.6	168	13	304.6	279.0	711.9	15479	41.8	9.0	165	6	218.6	206.8	473.2	10826		
沖 縄	42.8	9.6	169	11	280.5	259.2	520.2	11944	41.0	8.0	164	7	216.5	205.1	373.3	8778		

資料出所 厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査」

は前年度より増加 は前年度より減少

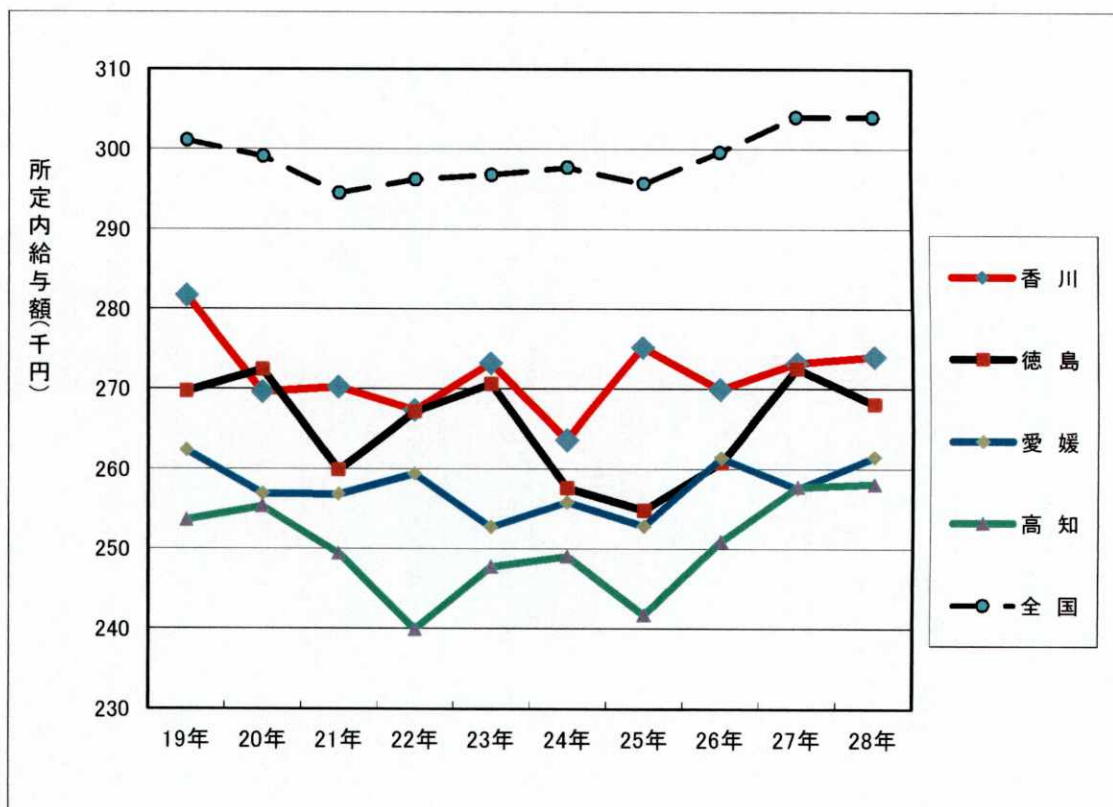
3 一般労働者の所定内給与額の推移

男女計

産業計・規模計 (単位:千円)

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
香 川	281.7	269.6	270.2	267.3	273.2	263.6	275.2	269.9	273.2	274.0
徳 島	269.7	272.4	259.9	267.1	270.6	257.6	254.8	260.8	272.5	268.0
愛 媛	262.4	256.9	256.8	259.4	252.7	255.8	252.8	261.4	257.5	261.5
高 知	253.6	255.3	249.4	239.9	247.7	249.0	241.7	250.9	257.7	258.1
全 国	301.1	299.1	294.5	296.2	296.8	297.7	295.7	299.6	304.0	304.0

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

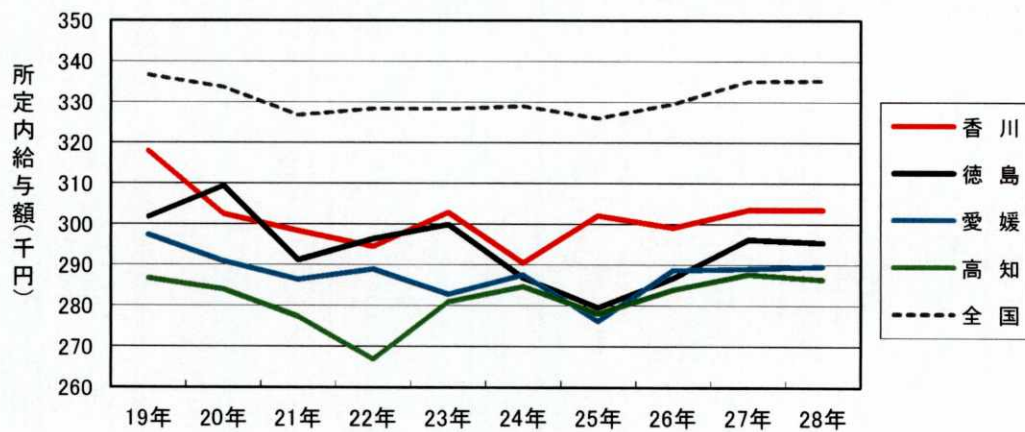


男 性

産業計・規模計 (単位:千円)

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
香 川	318.0	302.5	298.3	294.5	302.9	290.5	302.1	299.1	303.5	303.5
徳 島	301.8	309.4	291.2	296.4	299.9	286.8	279.5	286.7	296.2	295.4
愛 媛	297.4	290.9	286.4	288.9	282.8	287.6	276.2	288.7	289.1	289.6
高 知	286.7	284.0	277.3	266.9	280.9	284.7	278.0	283.9	287.7	286.4
全 国	336.7	333.7	326.8	328.3	328.3	329.0	326.0	329.6	335.1	335.2

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

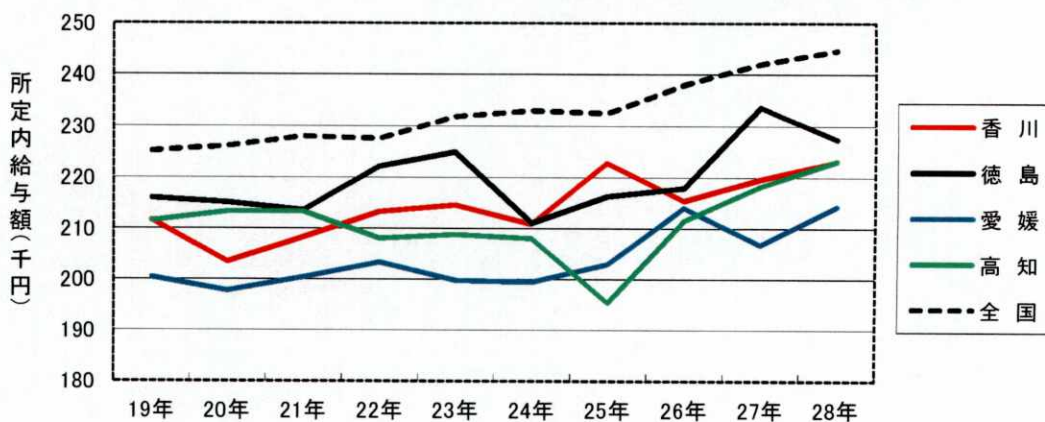


女 性

産業計・規模計 (単位:千円)

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
香 川	211.7	203.5	208.3	213.3	214.6	210.9	222.9	215.4	219.7	223.1
徳 島	216.0	215.1	213.6	222.2	225.0	211.1	216.3	217.9	233.7	227.4
愛 媛	200.4	197.8	200.4	203.4	199.8	199.5	203.0	214.0	206.8	214.3
高 知	211.5	213.3	213.3	208.1	208.8	208.1	195.4	211.5	218.2	223.2
全 国	225.2	226.1	228.0	227.6	231.9	233.1	232.6	238.0	242.0	244.6

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」



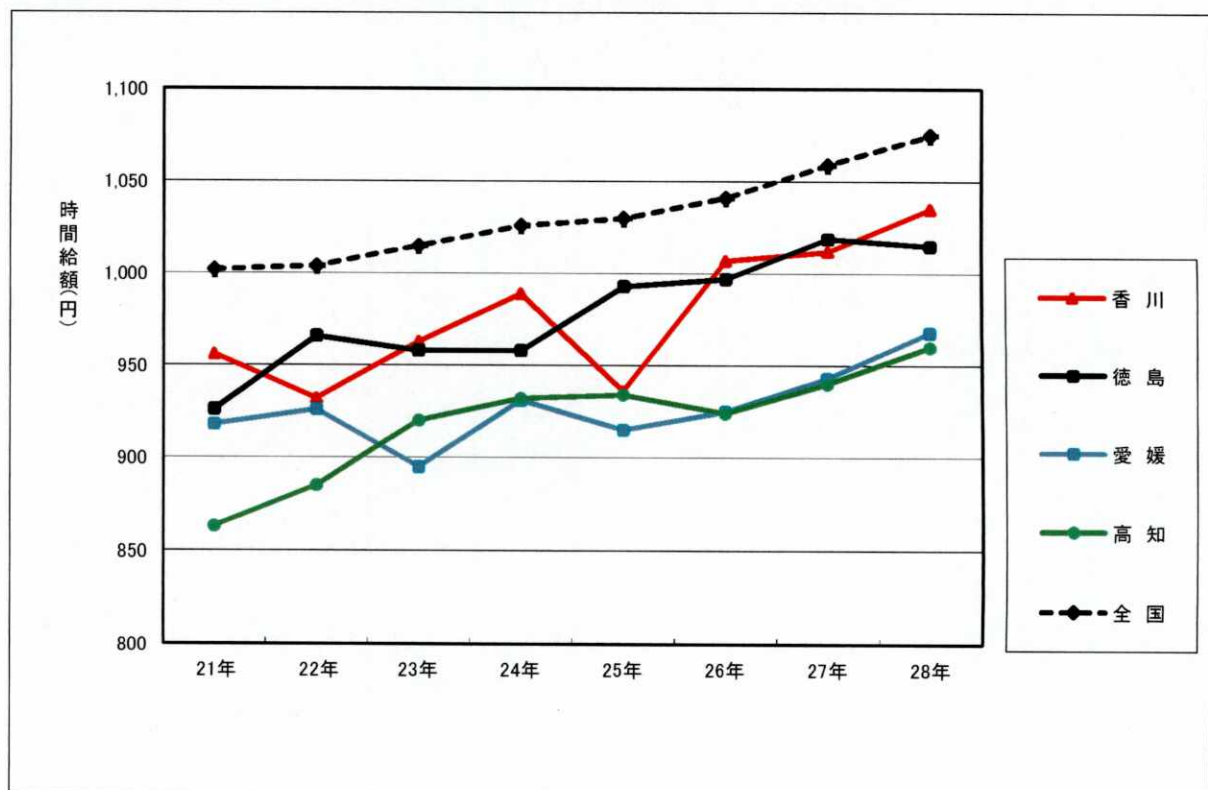
4 短時間労働者(パートタイム)の時間給の推移

男女計

産業計・企業規模計 (単位：円)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
香 川	956	932	963	989	936	1,007	1,012	1,035
徳 島	926	966	958	958	993	997	1,019	1,015
愛 媛	918	926	895	931	915	925	943	968
高 知	863	885	920	932	934	924	940	960
全 国	1,002	1,004	1,015	1,026	1,030	1,041	1,059	1,075

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」



5 短時間労働者の1時間当たり所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

平成28年 香川県:企業規模計

区 分	男 性						女 性					
	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)	年齢 (歳)	勤続年 数(年)	実労働 日数 (日)	1日当たり 所定内 実労働 時間数 (時間)	時間給額 (円)	年間賞与 その他特 別給与額 (千円)
産 業 計	45.6	6.3	15.8	5.5	1,115.0	42.9	47.1	6.2	17.9	5.2	1,011.0	34.2
製 造 業	56.9	15.4	16.6	6.0	1,369.0	198.5	48.0	8.7	19.9	5.7	978.0	66.1
卸売・小売業	39.1	4.3	16.4	5.4	944.0	18.3	45.5	6.5	18.6	5.2	914.0	22.4
宿泊業、飲食 サービス業	31.5	2.7	13.6	5.0	929.0	9.7	41.3	4.2	15.4	4.9	917.0	9.9
サービス業	53.6	5.0	17.2	4.9	1,089.0	20.0	54.0	5.6	18.1	4.9	921.0	23.0

資料出所 : 厚生労働省「賃金基本統計調査」

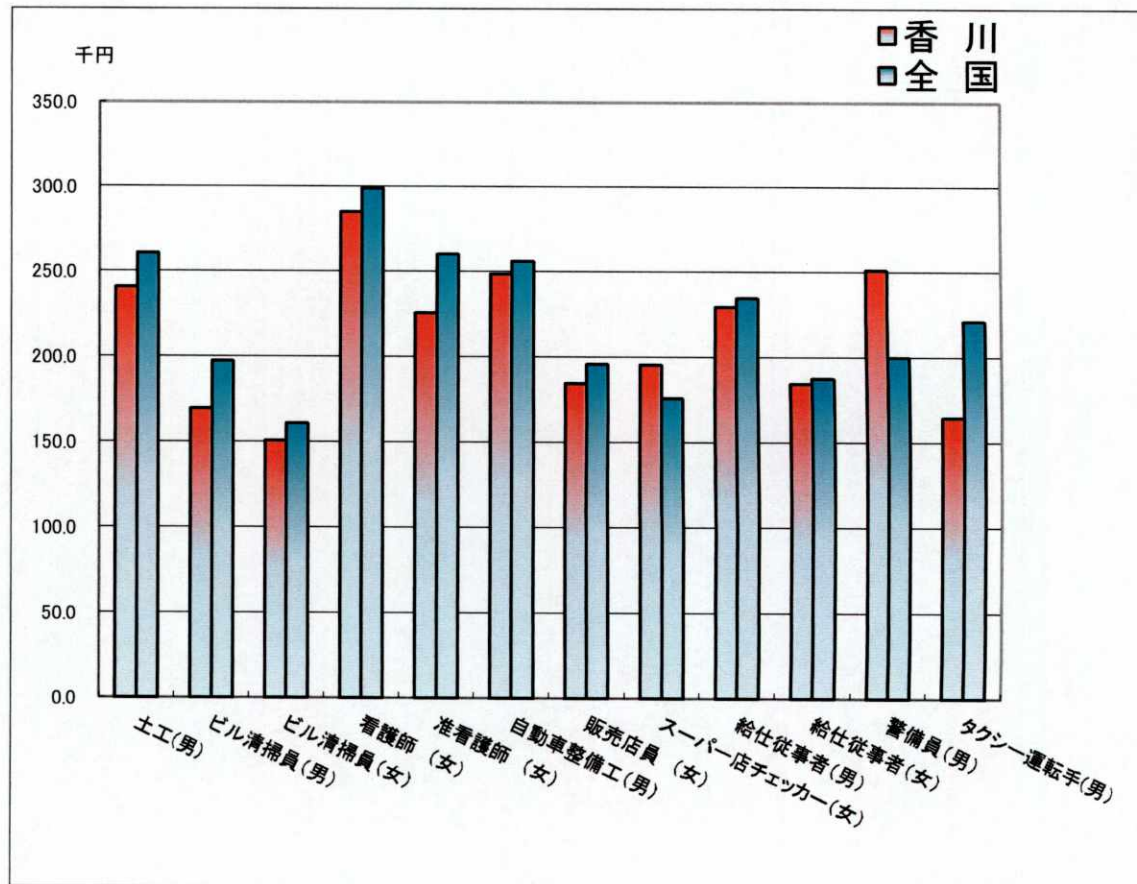
6 職種別所定内給与額

平成28年 産業計・企業規模計 (単位:千円)

職 種	香 川	全 国
土工(男)	240.4	260.6
ビル清掃員(男)	169.5	197.4
ビル清掃員(女)	150.9	161.0
看護師 (女)	284.8	298.8
准看護師 (女)	225.5	259.9
自動車整備工(男)	248.5	256.0
販売店員 (女)	184.6	195.8
スーパー店チェッカー(女)	195.5	175.9
給仕従事者(男)	229.4	234.5
給仕従事者(女)	184.4	187.5
警備員(男)	251.1	199.9
タクシー運転手(男)	164.5	221.0

資料出所 : 厚生労働省「賃金基本統計調査」

※ 所定内給与額とは、きまって支給する現金給与額(労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。また、手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。)のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。



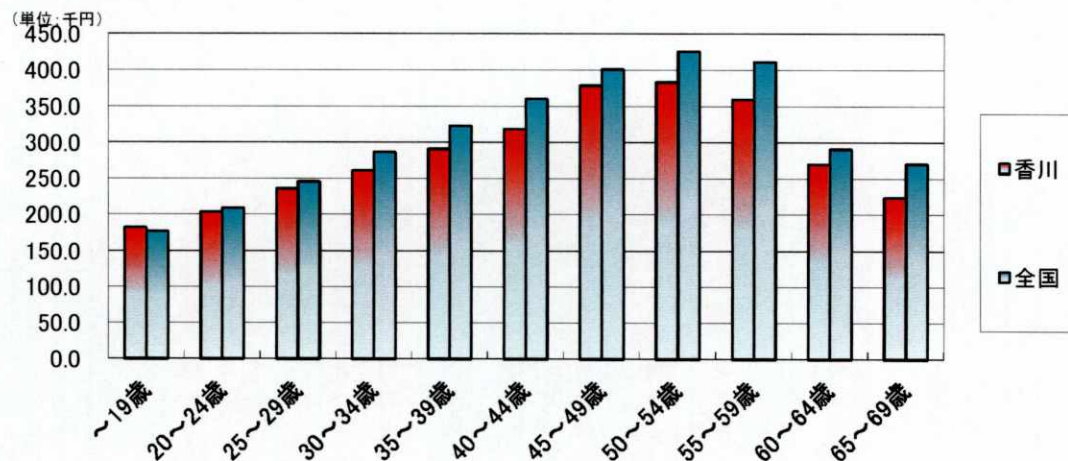
7 男女別年齢階級別の所定内給与額の格差

男 性

産業計・企業規模計 (単位:千円)

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
香川	182.3	203.8	236.1	261.3	291.1	319.4	379.2	383.5	360.1	270.6	223.9
全国	177.2	209.1	245.8	286.9	323.8	360.7	401.3	425.7	411.8	291.3	270.7

資料出所 : 厚生労働省「賃金基本統計調査」

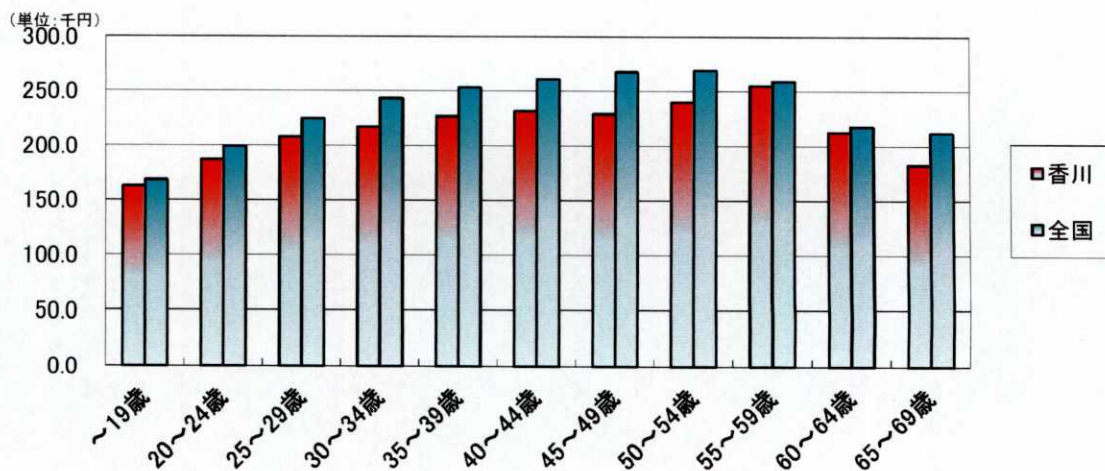


女 性

産業計・企業規模計 (単位:千円)

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
香川	163.0	187.0	208.1	217.5	227.1	231.9	229.5	240.1	255.4	212.8	182.7
全国	168.6	199.5	225.1	243.4	253.6	261.4	268.0	269.5	259.6	218.2	212.1

資料出所 : 厚生労働省「賃金基本統計調査」



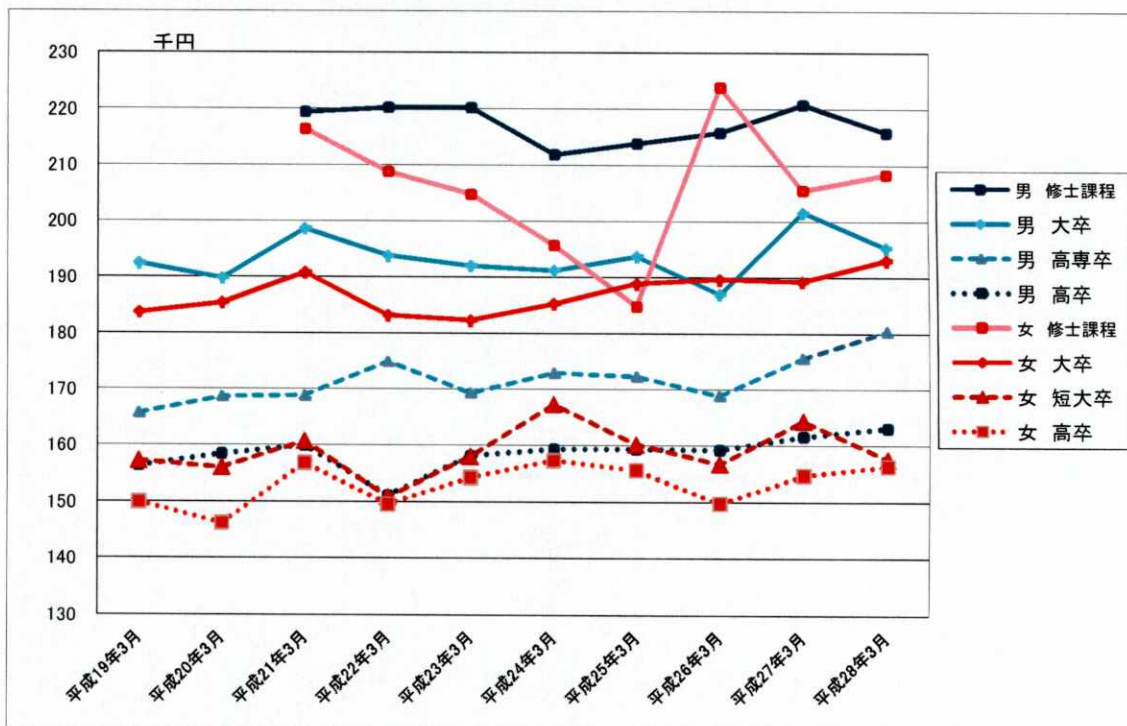
8 香川県の男女別学歴別初任給額の推移及び東京都との格差

産業計・企業規模計 (格差：東京=100)

卒業年月	男								女							
	修士課程終了		大学卒		高専・短大卒		高校卒		修士終了		大学卒		高専・短大卒		高校卒	
	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差	初任給額 (千円)	格差
平成28年3月	215.8	89.8	195.3	91.6	180.4	95.1	163.1	93.1	208.4	86.5	193.1	92.5	157.5	81.3	156.3	91.9
平成27年3月	220.8	95.5	201.6	95.1	175.6	95.0	161.6	89.0	207.5	88.7	189.3	91.5	164.4	88.8	154.7	90.7
平成26年3月	215.8	92.0	187.0	87.0	168.9	91.0	159.2	95.0	223.9	94.0	189.7	90.0	156.7	85.0	149.8	89.0
平成25年3月	213.9	91.0	193.7	92.0	172.3	95.0	159.3	96.0	184.8	77.0	188.9	93.0	160.2	88.0	155.6	96.0
平成24年3月	211.9	92.0	191.2	92.0	172.9	96.0	159.3	97.0	195.7	83.0	185.3	90.0	167.3	95.0	157.3	95.0
平成23年3月	220.2	87.0	192	85.0	169.3	87.0	158.1	96.0	204.8	78.0	182.3	84.0	158	82.0	154.3	96.0
平成22年3月	220.2	96.0	193.8	91.0	174.9	95.0	151.2	91.0	208.8	92.0	183.2	91.0	150.9	82.0	149.6	92.0
平成21年3月	219.4	93.0	198.6	94.0	168.8	92.0	159.9	93.0	216.4	92.0	190.8	93.0	160.7	86.0	156.8	93.0
平成20年3月			189.8	91.0	168.6	93.0	158.4	93.0			185.4	92.0	156	86.0	146.2	87.0
平成19年3月			192.4	93.0	165.7	92.0	156.3	92.0			183.7	93.0	157.2	87.0	150.0	91.0

資料出所：厚生労働省「賃金基本統計調査」

※ 初任給額は、通常の勤務をした新規学卒者の所定内給与額(所定内労働時間に対して支払われる賃金であって、基本給のほか諸手当が含まれているが、超過労働給与額は含まれていない。)から通勤手当を除いたものであり、新規学卒採用者による加重平均である。



香川県の雇用情勢（平成 29 年 4 月分）

- 4 月の有効求人倍率（季調値） **1.72 倍**（前月差 +0.05 ポイント）
- 正社員の有効求人倍率（原数値） **1.15 倍**（前年同月差 +0.12 ポイント）
- 雇用情勢判断 「引き続き改善している」

1 求人倍率

- 有効求人倍率(季調値)は、前月より 0.05 ポイント上昇。69 か月連続で 1 倍台(全国第 8 位、全国 1.48 倍)
- 正社員の有効求人倍率(原数値)は、前年同月より 0.12 ポイント上昇(全国第 6 位、全国 0.91 倍)

年 月	28 年 11 月	12 月	29 年 1 月	2 月	3 月	4 月
有 効 求 人 倍 率	1.67	1.66	1.66	1.66	1.67	1.72
正社員有効求人倍率	1.25	1.28	1.26	1.19	1.15	1.15

(注)1. 有効求人倍率(季調値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

2. 平成 28 年 12 月以前の数値は、新季節指数により改定されている。

2 雇用情勢判断

- 前月と同判断

変更した月	変 更 し た 内 容	判断方向
平成 28 年 9 月	引き続き改善している	上方修正
平成 27 年 11 月	改善している	上方修正
平成 27 年 8 月	一部に弱さが残るものの、改善している	上方修正
平成 26 年 8 月	改善しつつあるものの、一部に弱さが見られる	下方修正

3 新規求人

- 新規求人(原数値)は、10,733 人(前年同月比 5.5%増) 2 か月ぶりに増加
増加した主な産業は、サービス業、医療、福祉
減少した主な産業は、宿泊業、飲食サービス業、運輸業、郵便業

年 月	28 年 11 月	12 月	29 年 1 月	2 月	3 月	4 月
前年同月比(%)	8.3	0.3	0.7	3.6	▲0.7	5.5

4 新規求職

- 新規求職(原数値)は、5,346 人(前年同月比 0.6%減) 5 か月連続で減少

年 月	28 年 11 月	12 月	29 年 1 月	2 月	3 月	4 月
前年同月比(%)	2.5	▲9.9	▲0.1	▲9.1	▲1.2	▲0.6

労働市場の動向(平成 29 年 4 月)

香川県

香 川 労 働 局 発 表
平成 29 年 5 月 30 日(火)
午 前 8 : 3 0 解 禁

1. 労働市場

(1) 概 況 有効求人倍率 1.72 倍 (前月より 0.05 ポイント上昇) 全国 8 位

4 月の香川県の有効求人倍率(季節調整値で前月比)は、1.72 倍(全国 8 位)と前月より 0.05 ポイント上昇した。平成 23 年 8 月以降、69 か月連続で 1 倍台となっている。

新規求人(原数値で前年同月比)は、産業別では、サービス業、医療、福祉等で増加し、宿泊業、飲食サービス業、運輸業、郵便業等で減少となり、全体で 5.5%増と 2 か月ぶりに増加した。有効求人(原数値で前年同月比)は、4.4%増と 20 か月連続で増加した。

新規求職(原数値で前年同月比)は、0.6%減と 5 か月連続で減少、有効求職(原数値で前年同月比)は、2.8%減と 50 か月連続で減少した。

公共職業安定所別の有効求人倍率(原数値)は、高松 1.52 倍、丸亀 1.72 倍、坂出 1.93 倍、観音寺 1.82 倍、さぬき 1.20 倍、土庄 1.38 倍となった。

正社員の有効求人倍率(原数値で前年同月比)は、1.15 倍と 0.12 ポイント上昇した。正社員の新規求人は 6.6%増、非正社員の新規求人は 4.6%増となったことから、新規求人に占める正社員求人の割合は 47.8%と前年同月より 0.5 ポイント上昇した。

このことから、香川県の雇用情勢判断を「引き続き改善している」とした。

○ 有効求人倍率の推移 (季節調整値)

	28 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	29 年 1 月	2 月	3 月	4 月
香川県	1.61	1.64	1.65	1.64	1.63	1.66	1.68	1.67	1.66	1.66	1.66	1.67	1.72
四 国	1.37	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.42	1.42	1.42	1.41	1.41	1.42	1.46
全 国	1.33	1.35	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48

(注) 1. 新規学卒者を除き、パートタイムを含む全数。 2. 平成 28 年 12 月以前の数値は、新季節指数により改訂。

3. 有効求人倍率(季節調整値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

(2) 正社員の職業紹介状況 有効求人倍率 1.15 倍(前年同月を 0.12 ポイント上回る)

正社員の有効求人倍率は 1.15 倍となり、前年同月を 0.12 ポイント上回った。

50 か月間連続して前年同月を上回った(同率の月を含む)。

項 目	年 月	29 年 3 月	29 年 4 月	28 年 4 月	前年同月比、差 (%、ポイント)
正社員新規求人数 (人)		4,090	5,126	4,807	6.6
正社員有効求人数 (人)		12,547	12,584	11,975	5.1
正社員就職件数 (件)		882	862	838	2.9
常用フルタイム有効求職者数 (人)		10,890	10,935	11,597	▲5.7
正社員有効求人倍率 (倍)		1.15	1.15	1.03	0.12
正社員充足率 (%)		21.6	16.8	17.4	▲0.6

(注) 1. 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数(なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる)

2. 充足率＝正社員就職件数／正社員新規求人数×100

(3) 求人の動向 新規求人数 10,733 人 (前年同月比 5.5%増加)

パートを含む新規求人(原数値)は、前年同月比5.5%増と2か月ぶりに増加した。産業別では、建設業(11.4%増)、製造業(8.6%増)、情報通信業(80.0%増)、運輸業、郵便業(14.9%減)、卸売業、小売業(0.9%減)、宿泊業、飲食サービス業(14.6%減)、生活関連サービス業、娯楽業(13.7%増)、医療、福祉(9.4%増)、サービス業(25.0%増)となった。

○産業別新規求人数の前年同月比の推移 (%)

産 業	28 年 11 月	12 月	29 年 1 月	29 年 2 月	29 年 3 月	29 年 4 月
建 設 業	5.9	▲1.8	▲2.2	1.6	▲3.6	11.4
製 造 業	1.9	▲7.9	5.1	9.4	▲11.9	8.6
食 料 品	▲3.6	12.5	25.7	4.7	▲16.5	3.4
織 維 工 業	66.7	▲14.9	▲25.0	30.9	7.4	▲3.4
パ ル プ ・ 紙 加 工 品	100.0	▲29.6	114.3	26.1	▲30.5	▲1.5
印 刷 ・ 同 関 連	20.7	51.3	▲25.0	▲15.5	50.0	16.1
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	0.0	110.7	▲36.4	29.3	204.8	33.3
金 属 製 品	▲12.8	▲19.8	▲22.4	0.0	▲5.2	21.1
は ん 用 機 械 器 具	▲36.5	▲3.7	11.9	▲19.6	▲21.3	55.9
生 産 用 機 械 器 具	▲30.5	89.7	▲43.9	▲6.7	14.5	11.4
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路	138.5	70.6	61.1	▲26.7	▲55.0	▲26.7
電 気 機 械 器 具	2.9	▲42.9	47.6	31.1	0.0	31.0
輸 送 用 機 械 器 具	13.9	▲33.0	▲15.5	▲19.1	▲40.5	▲5.0
情 報 通 信 業	▲1.6	▲31.7	45.2	▲21.6	▲37.9	80.0
運 輸 業 , 郵 便 業	5.2	▲1.7	10.6	17.9	3.5	▲14.9
卸 売 業 , 小 売 業	35.4	6.0	14.4	39.2	▲9.9	▲0.9
卸 売 業	4.7	15.8	▲18.3	6.4	1.3	▲19.1
小 売 業	46.2	2.5	27.5	52.2	▲14.2	6.6
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	22.7	25.2	38.1	2.9	11.9	▲14.6
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	▲13.2	▲4.9	0.0	11.4	▲5.3	13.7
医 療 , 福 祉	6.0	11.7	1.9	1.1	4.7	9.4
医 療 業	9.5	8.4	0.0	9.3	1.6	4.9
社 会 保 険 ・ 福 祉 ・ 介 護	3.1	14.7	3.7	▲6.1	7.7	12.6
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	▲0.9	5.6	▲29.9	▲9.6	5.5	25.0
産 業 計	8.3	0.3	0.7	3.6	▲0.7	5.5

(注) パートタイムを含む全数。平成 19 年 11 月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

- 建 設 業 土木建築工事業の事業所から、元請大手が展開する全国各地の就労現場について、複数の求人を受理したことにより増加した。
- 製 造 業 大幅な減少となった業種は無く、食料品製造業、はん用機械器具製造業、電気機械器具製造業などの増加が、全体の増加に寄与している。
- 情 報 通 信 業 ソフトウェア業からの求人、交通量調査の短期求人が増加要因となった。
- 運 輸 業 , 郵 便 業 坂出、観音寺所管内で求人提出時期のズレがあり、昨年、物流倉庫新設に伴う大量求人が提出された反動減もあり、4 か月ぶりに減少に転じた。
- 卸 売 業 , 小 売 業 小売業ではスーパー、携帯電話販売事業所からの求人が増加したが、卸売業は求人提出時期のズレから減少となり、全体では微減となった。
- 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業 昨年、給食サービス業からの大量求人の提出、瀬戸内国際芸術祭の需要を見込んだ求人の提出があり、その反動減から減少に転じた。
- 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業 娯楽施設からGW期間中の短期求人等の求人提出があり、増加要因となった。
- 医 療 , 福 祉 求人の増加幅が拡大するなど、人手不足の状況は続いている。
- サ ー ビ ス 業 派遣事業所からの求人が前年比 117 人増加するなど、全所管内で求人増加となった。高松所管内では建物サービス業の求人も増加し、全体で大幅な増加となった。

(4) 求職の動向 新規求職者数 5,346 人 (前年同月比 0.6%減少)

パートを含む新規求職者(原数値)は、前年同月比 0.6%減と 5 か月連続で減少した。

うち、一般求職者は 0.7%減と 8 か月連続で減少、パート求職者は 0.4%減と 2 か月ぶりに減少した。

○職業別常用有効求人倍率 (倍)

専 門 ・ 技 術 的 職 業	1.92
事 務 的 職 業	0.49
販 売 の 職 業	2.07
サ ー ビ ス の 職 業	3.20
生 産 工 程 の 職 業	1.81
輸 送 ・ 機 械 運 転 の 職 業	2.43
建 設 ・ 採 掘 の 職 業	6.32
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 の 職 業	0.98

(注) 1. 各職業は、雇用期間 4 か月未満の臨時・季節を除きパートを含む常用の原数値。

2. 職業分類は平成 24 年 3 月から改定された。

※ 職業別の求人・求職の状況について詳しくは、香川労働局ホームページの「事例・統計情報」欄掲載の「労働市場情報」をご覧ください。

(<http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html>)

[年齢別の動き]

パートを除く常用新規求職者は前年同月比 0.8%減と 8 か月連続で減少した。常用有効求職者は 5.7%減と 50 か月連続して減少した。

○年齢別常用求職者の前年同月比の推移 (%)

		年 齢 計	24 歳以下	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55 歳以上
常用 新規 求職	28 年 12 月	▲9.5	▲5.8	▲14.2	▲12.8	▲12.6	5.1
	29 年 1 月	▲2.2	▲5.1	0.0	▲9.3	7.2	▲2.3
	2 月	▲12.4	▲15.2	▲19.9	▲19.4	4.8	▲6.2
	3 月	▲3.9	▲6.7	▲5.2	▲6.8	0.9	▲0.2
	4 月	▲0.8	7.0	▲5.4	▲9.0	10.4	▲0.3
常用 有効 求職	28 年 12 月	▲6.5	▲6.8	▲8.7	▲10.0	▲2.2	▲2.9
	29 年 1 月	▲5.0	▲2.6	▲7.1	▲10.2	2.2	▲3.9
	2 月	▲7.9	▲10.2	▲12.2	▲13.4	2.4	▲3.9
	3 月	▲8.1	▲7.1	▲11.1	▲14.8	▲0.2	▲3.8
	4 月	▲5.7	▲5.0	▲7.9	▲12.9	1.3	▲1.4

(注) 雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

[求職理由別の動き]

パートを除く常用新規求職者のうち、在職者は前年同月比 3.2%増と 8 か月ぶりに増加、離職者は 3.6%減と 3 か月連続で減少した。うち事業主都合離職者は 2.7%減と 11 か月連続で減少、自己都合離職者は 2.9%減と 3 か月連続で減少した。無業者は 10.6%増と 5 か月ぶりに増加した。

○求職理由別常用新規求職者の前年同月比 (%)

		年 齢 計	24 歳以下	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55 歳以上
求 職 理 由	計	▲0.8	7.0	▲5.4	▲9.0	10.4	▲0.3
	在 職 者	3.2	▲2.2	2.9	▲1.9	15.6	5.1
	離 職 者	▲3.6	5.7	▲9.8	▲11.3	6.7	▲0.7
	事業主都合	▲2.7	8.3	▲15.0	▲15.7	4.0	6.9
	自己都合	▲2.9	4.8	▲7.9	▲10.3	7.6	1.3
	無 業 者	10.6	18.0	4.5	▲19.4	42.9	▲7.7

(注) 雇用期間 4 か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

(5) 就職の動向 就職件数 1,812 件(前年同月比 4.8%減少)

パートを含む就職件数は、前年同月比 4.8%減と 4 か月連続で減少した。うち一般は 0.5%減と 4 か月連続で減少、パートは 10.9%減と 2 か月ぶりに減少した。

パートを含む新規就職率は 33.9%で、前年同月を 1.5 ポイント下回った。

○就職件数の前年同月比 (%)

	全 数	一 般	パート	
			44 歳以下	45 歳以上
28 年 12 月	2.5	0.7	▲3.0	9.3
29 年 1 月	▲5.0	▲6.9	▲7.5	▲5.8
2 月	▲9.3	▲11.1	▲17.9	2.6
3 月	▲1.4	▲3.6	▲12.0	13.4
4 月	▲4.8	▲0.5	▲0.3	▲0.8

(6) 雇用保険関係 受給者実人員 2,687 人(前年同月比 15.9%減少)

[受給者実人員の動き]

受給者実人員は、前年同月比 15.9%減と 47 か月連続して減少した。

○年齢別受給者実人員 (人、%)

	受給者実人員	前年同月比
年 齢 計	2,687	▲15.9
29 歳以下	393	▲16.6
30～44 歳	824	▲17.4
45～59 歳	790	▲22.1
60 歳以上	680	▲4.6
44 歳以下	1,217	▲17.2
45 歳以上	1,470	▲14.9

[事業主都合解雇者の動き]

事業主都合解雇者数は、前年同月比 0.8%減と 2 か月ぶりに減少した。

建設業は 2 か月ぶりに減少、製造業は 4 か月連続で減少、運輸、郵便業は 4 か月ぶりに増加、卸売・小売業は 3 か月連続で増加、宿泊、飲食サービス業は 2 か月ぶりに減少、医療、福祉は 3 か月ぶりに増加、サービス業は 2 か月連続で減少した。

○産業別事業主都合解雇者 (人、%)

	解雇者数	前年同月比
産 業 計	516	▲0.8
建設業	18	▲61.7
製造業	37	▲70.4
運輸、郵便業	41	310.0
卸売、小売業	122	74.3
宿泊、飲食サービス業	9	▲40.0
医療、福祉	131	178.7
サービス業	33	▲10.8

(注) 1. 「高年齢＋特例」被保険者を含む。

2. 平成 19 年 11 月改定の「日本標準産業分類」を平成 21 年 4 月より適用、集計したもの。

2. 経済情勢（2017年5月15日 日本銀行高松支店「香川県金融経済概況」より抜粋）

概況

- 香川県内の景気は、緩やかな回復を続けている。
すなわち、個人消費は一部に弱めの動きがみられるものの、全体としては持ち直しを続けている。設備投資は底堅く推移している。公共投資は振れを伴いつつも、持ち直している。住宅投資は振れを伴いつつも、持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産動向は振れを伴いつつも、緩やかに持ち直している。雇用・所得情勢をみると、労働需給は引き締まり傾向にあり、雇用者所得も基調的には緩やかに持ち直している。

実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。
設備投資は、底堅く推移している。
3月短観における設備投資（全産業）をみると、2016年度は、前年を上回る見込みとなっている。2017年度は、現時点では、前年を小幅に上回る計画となっている。
個人消費は、一部に弱めの動きがみられるものの、全体としては持ち直しを続けている。
大型小売店の売上は、持ち直し傾向にある。
乗用車の新車登録台数は、普通・小型車の新型車投入効果等から、持ち直している。
家電販売は、足もとやや弱めの動きとなっている。
旅行取扱額は、緩やかに持ち直している。
住宅投資は、振れを伴いつつも、持ち直しの動きが一服している。
公共投資は、振れを伴いつつも、持ち直している。
- 企業の生産動向は、振れを伴いつつも、緩やかに持ち直している。
電気機械は、増加している。化学は、振れを伴いつつも、増加している。食料品は、振れを伴いつつも、緩やかに持ち直している。はん用・生産用機械は、一部で弱めの動きがみられるものの、全体としては持ち直しつつある。非鉄金属、金属製品、輸送機械、プラスチック製品は、横ばい圏内の動きとなっている。窯業・土石は、弱含んでいる。
- 雇用・所得情勢をみると、労働需給は引き締まり傾向にあり、雇用者所得も基調的には緩やかに持ち直している。
- 消費者物価（除く生鮮食品）は、前年比プラスとなっている。



香川県内経済概況



平成29年4月

財務省四国財務局

総	括	判	断		1	
個	人	消	費		2	
生	産	活	動		3	
雇	用	情	勢		5	
公	共	事	業		6	
住	宅	建	設		6	
設	備	投	資		7	
企	業	倒	産		7	
消	費	者	物	価		7
県内地域経済に関する生の声						8

県内経済は、緩やかに回復しつつある。

項目	前回(29年1月判断)	前回 比較	今回(29年4月判断)	総括判断の要点
総括 判断	緩やかに回復しつつ ある		緩やかに回復しつつ ある	個人消費は、百貨店・スーパーで、衣料品等に弱さがみられるものの、飲食品が堅調なほか、乗用車販売は全車種で前年を上回るなど、全体では緩やかに持ち直している。生産活動は、電気機械で回復しつつあることなどから、全体では持ち直している。雇用情勢は、有効求人倍率が高い水準で推移するなど改善している。

項 目	前回(29年1月判断)	前回 比較	今回(29年4月判断)
個人消費	緩やかに持ち直している		緩やかに持ち直している
生産活動	持ち直している		持ち直している
雇用情勢	改善している		改善している
公共事業	前年度を上回っている		前年度を上回っている
住宅建設	前年を上回っている		前年を上回っている
設備投資	平成28年度は前年度を上回る見込み		平成28年度は前年度を上回る見込み

(注)29年4月判断は、前回1月判断以降、4月に入ってから足下の状況までを含めた期間で判断している。

個人消費

緩やかに持ち直している

百貨店・スーパーは、衣料品や身の回り品に弱さがみられるものの、飲食料品が堅調なことから、全体としては底堅いものとなっている。

コンビニエンスストアは、おにぎりやパンが好調なほか、ファーストフードに動きがみられる。

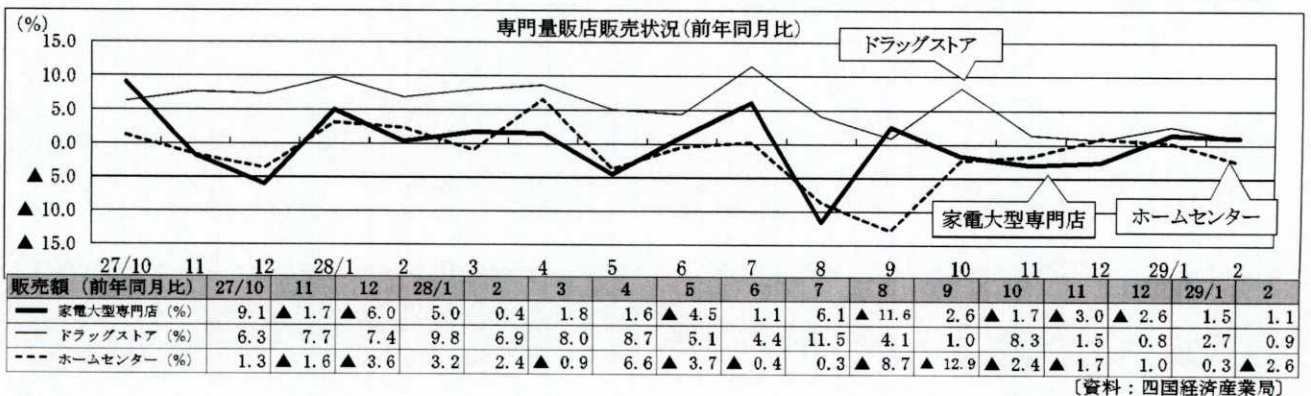
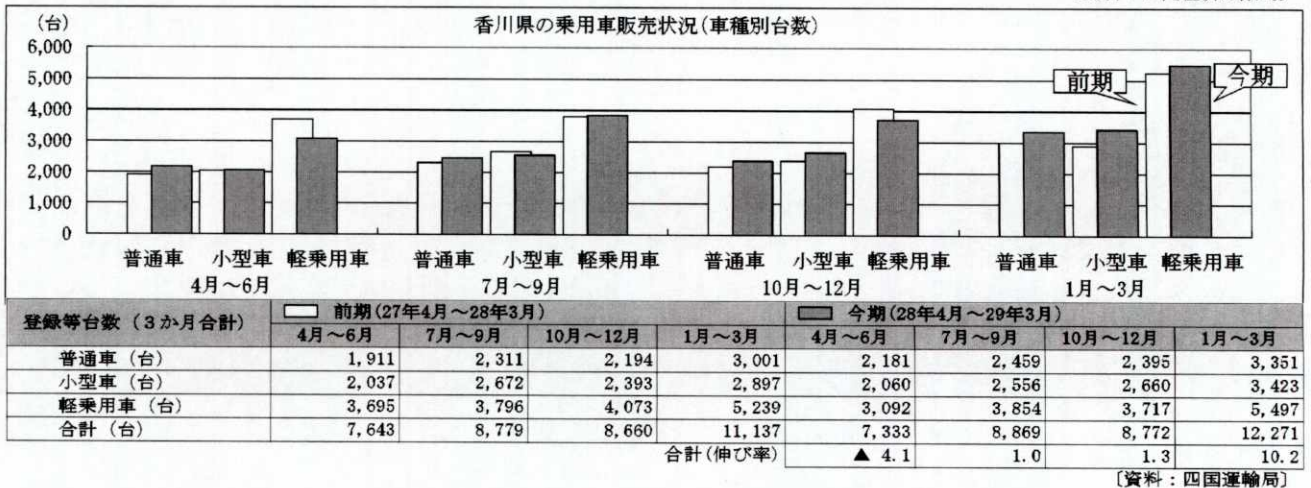
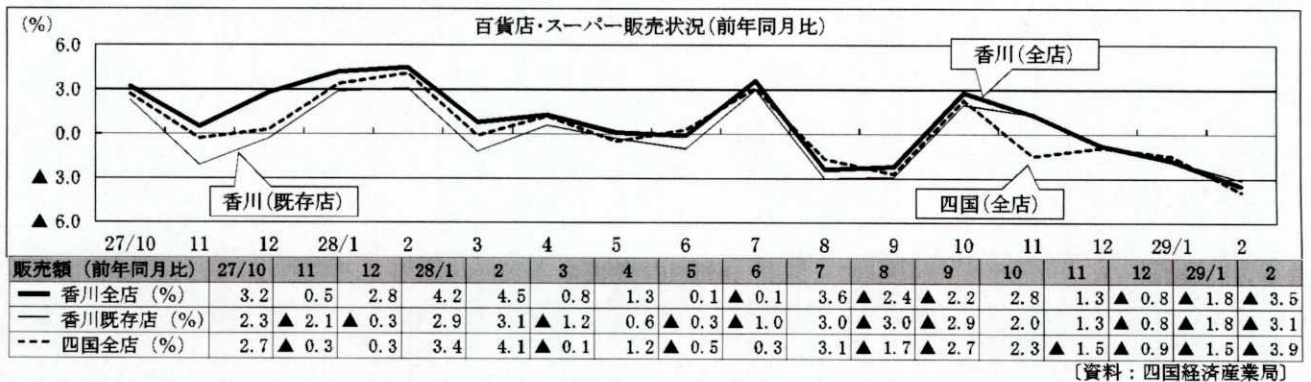
乗用車販売は、新型車の投入効果などから、普通車、小型車、軽乗用車のいずれにおいても前年を上回っている。

家電販売は、パソコンの動きが鈍いものの、エアコンやテレビが好調なことから、前年並みとなっている。

ドラッグストア販売は、取扱いを強化している飲食料品に動きがみられることから前年を上回っており、ホームセンターは、園芸用品に動きがみられ、前年並みとなっている。

主要観光地の入り込み状況は、直行便を利用する外国人観光客が増加していることに加え、イベントによる認知度向上から、持ち直している。

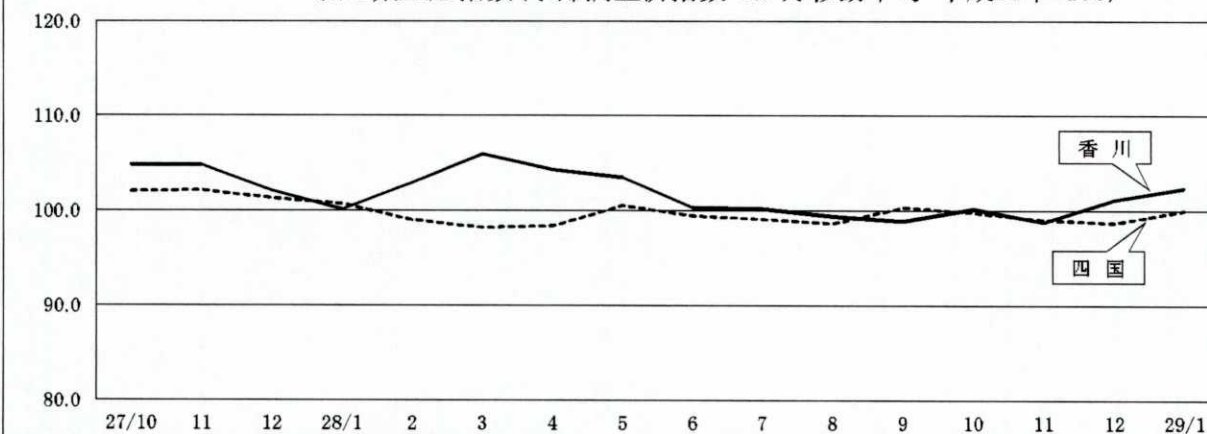
旅行は、海外旅行の一部で弱い動きが続いているものの、国内旅行では持ち直している。



生産活動 持ち直している

金属製品は、受注の減少から弱い動きがみられる。電気機械は、開閉制御装置や民間設備投資向け受注の増加から回復しつつあるほか、パルプ・紙は、衛生用紙を中心に緩やかに持ち直していることから、全体では持ち直している。

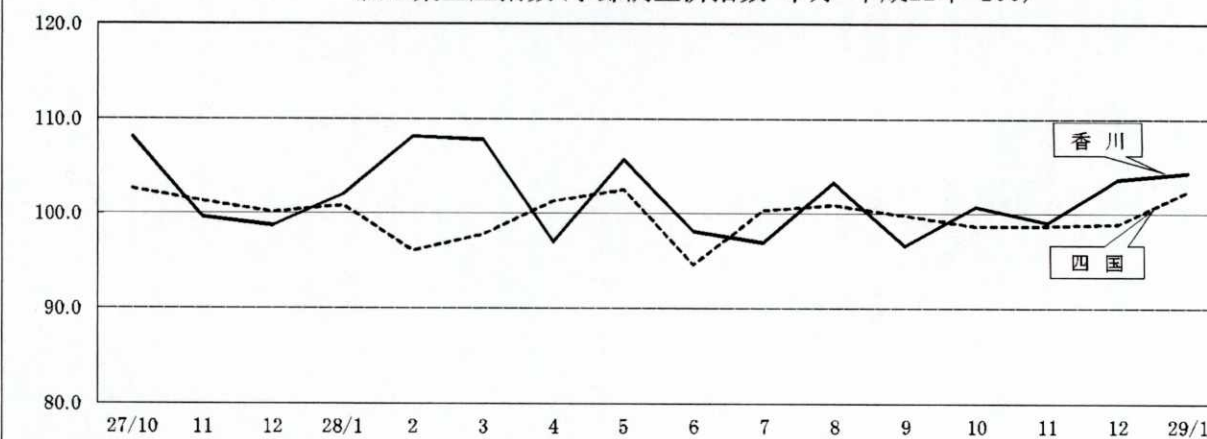
鉱工業生産指数(季節調整済指数・3か月移動平均・平成22年=100)



	27/10	11	12	28/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	29/1
— 香川	104.8	104.8	102.1	100.1	102.9	106.0	104.3	103.5	100.3	100.2	99.4	98.9	100.2	98.8	101.1	102.3
--- 四国	102.0	102.1	101.3	100.7	99.0	98.2	98.4	100.5	99.5	99.1	98.6	100.3	99.8	99.0	98.7	100.0

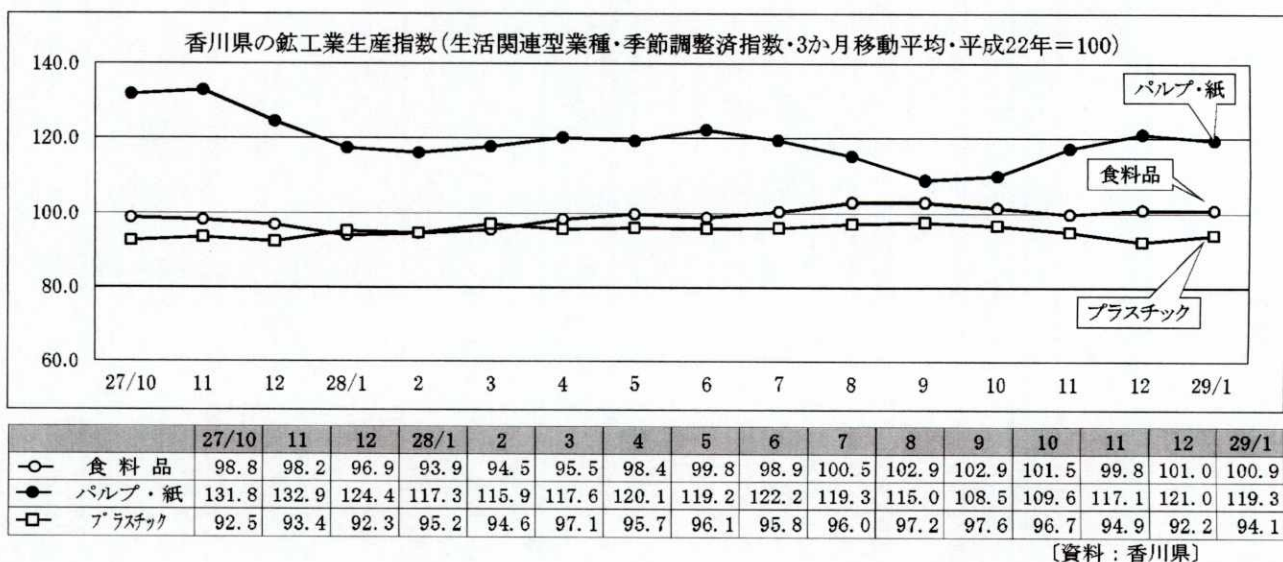
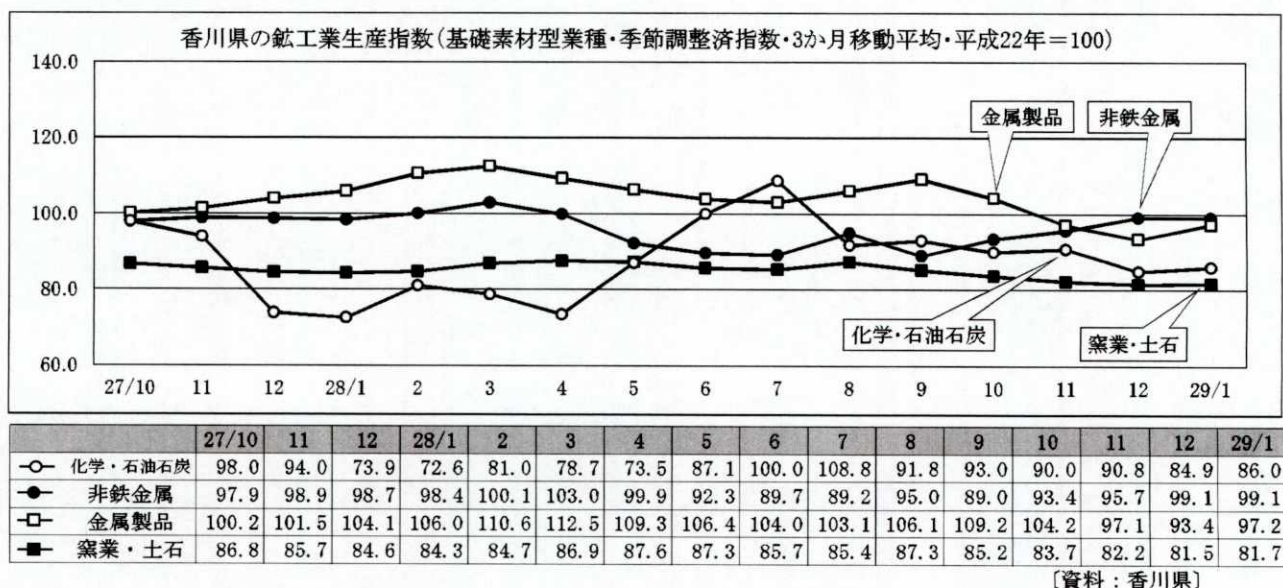
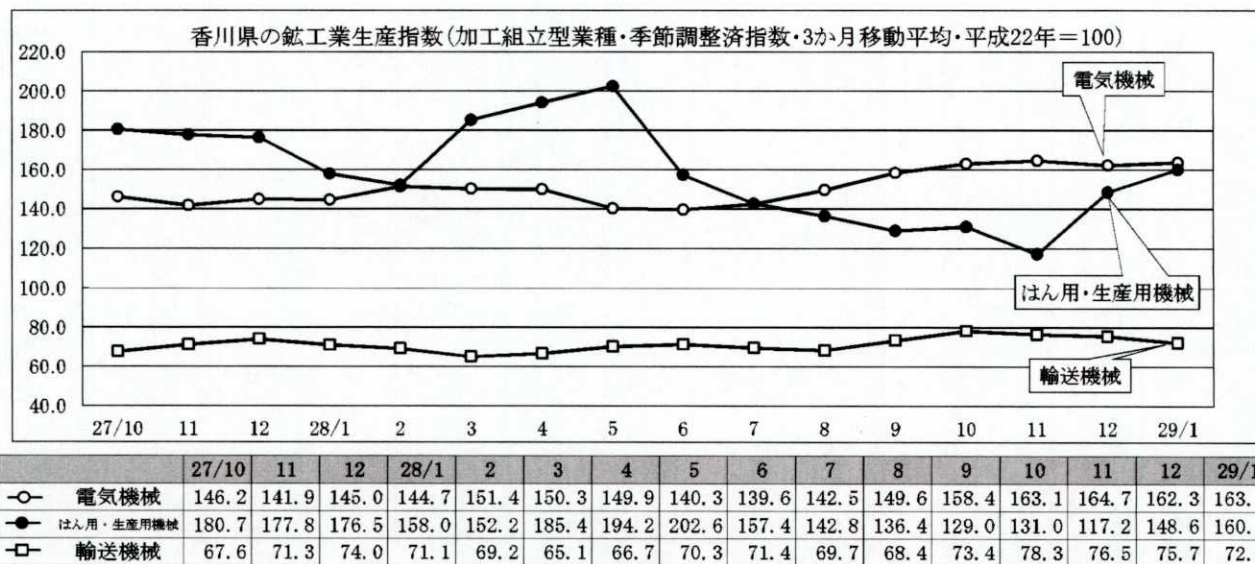
[資料：四国経済産業局、香川県]

鉱工業生産指数(季節調整済指数・単月・平成22年=100)



	27/10	11	12	28/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	29/1
— 香川	108.1	99.6	98.7	102.0	108.1	107.8	97.0	105.7	98.1	96.9	103.3	96.6	100.7	99.0	103.6	104.3
--- 四国	102.6	101.3	100.1	100.8	96.1	97.8	101.3	102.5	94.6	100.3	100.9	99.8	98.6	98.7	98.9	102.4

[資料：四国経済産業局、香川県]

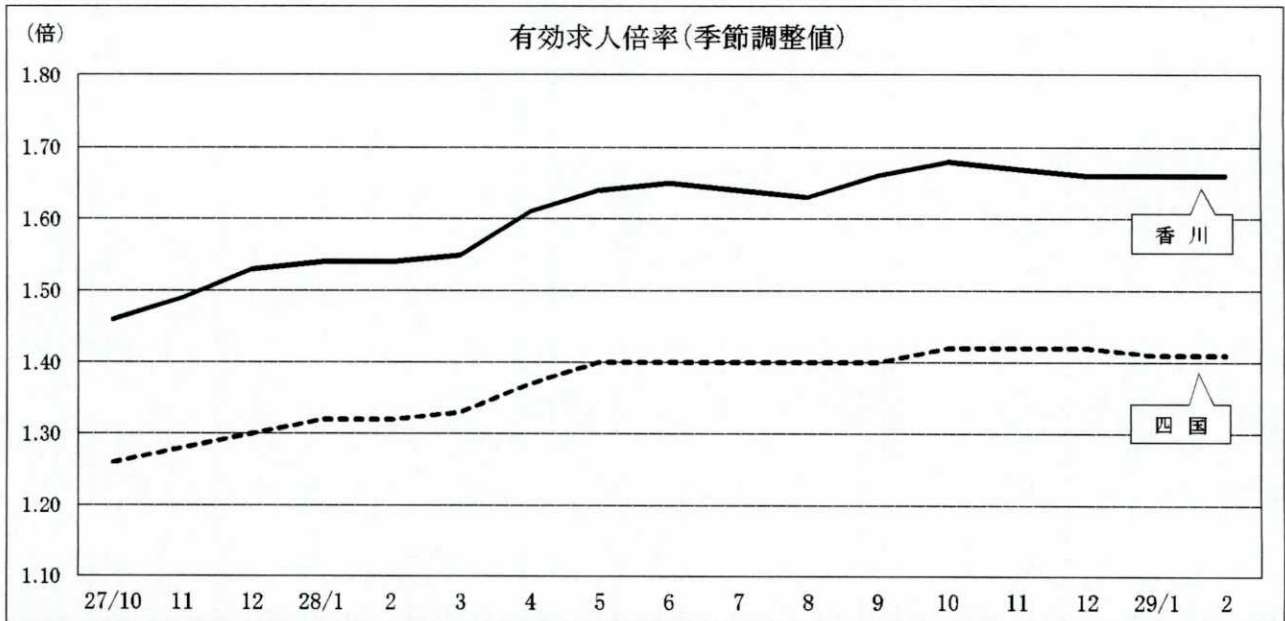


雇用情勢

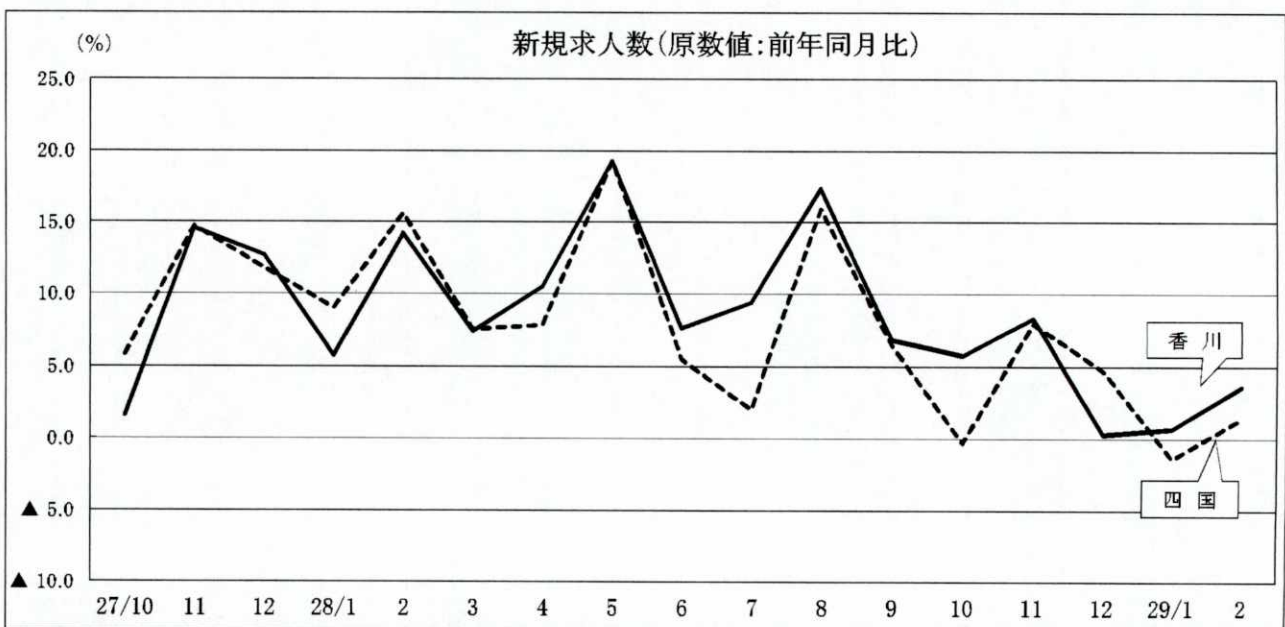
改善している

有効求人倍率は、おおむね横ばいとなっている。

新規求人数は、卸・小売業や飲食店・宿泊業等が増加するなど、前年を上回っている。



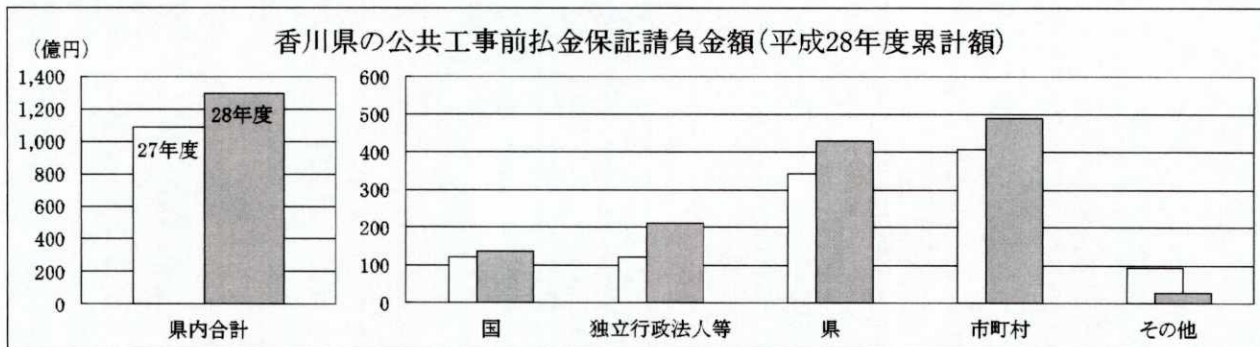
[資料：厚生労働省]



[資料：厚生労働省]

公 共 事 業 前年度を上回っている

前払金保証請負金額（平成28年度累計額）でみると、国、独立行政法人等、県及び市町村において前年度を上回っており、全体としても前年度を上回っている。



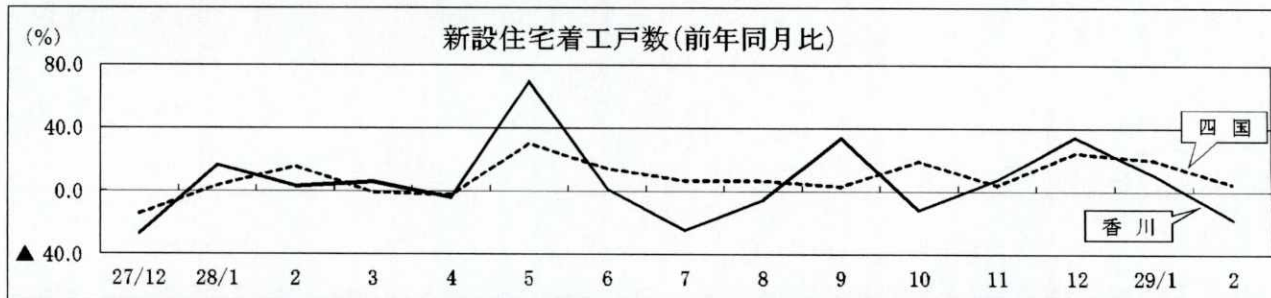
(金額単位：百万円)

	県内合計	国	独立行政法人等	県	市町村	その他
□ 平成27年度	108,818	12,167	12,125	34,304	40,694	9,526
■ 平成28年度	129,811	13,801	21,168	42,978	49,084	2,777
対 前 年 度 比	19.3%	13.4%	74.6%	25.3%	20.6%	▲70.8%

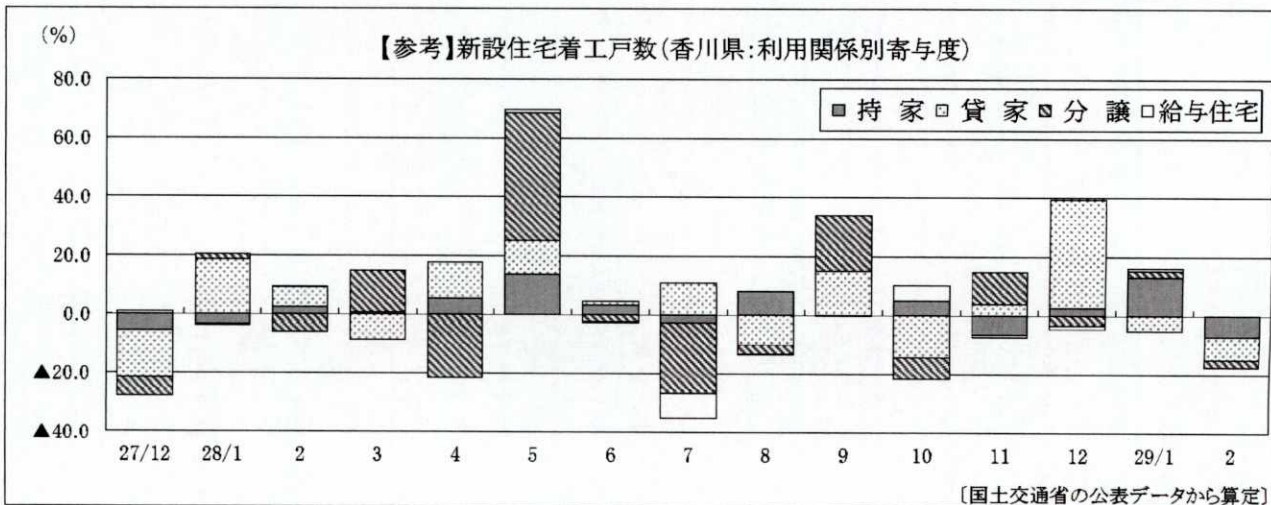
[資料：西日本建設業保証（株）等]

住 宅 建 設 前年を上回っている

新設住宅着工戸数をみると、分譲及び給与住宅で前年を下回っているものの、持家及び貸家において前年を上回っていることから、全体としても前年を上回っている。



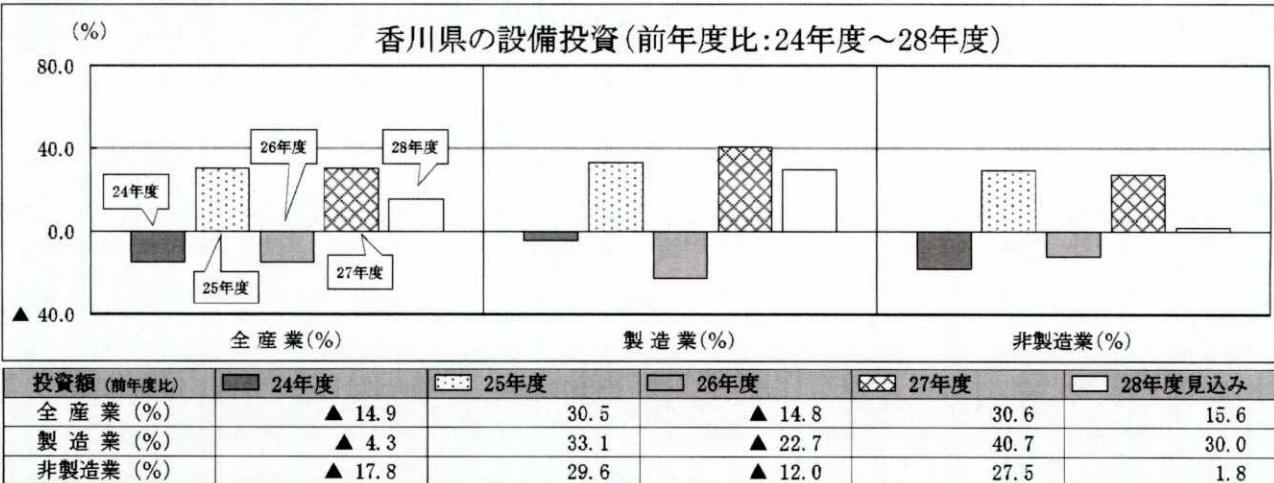
[資料：国土交通省]



[国土交通省の公表データから算定]

設備投資 平成28年度は前年度を上回る見込み

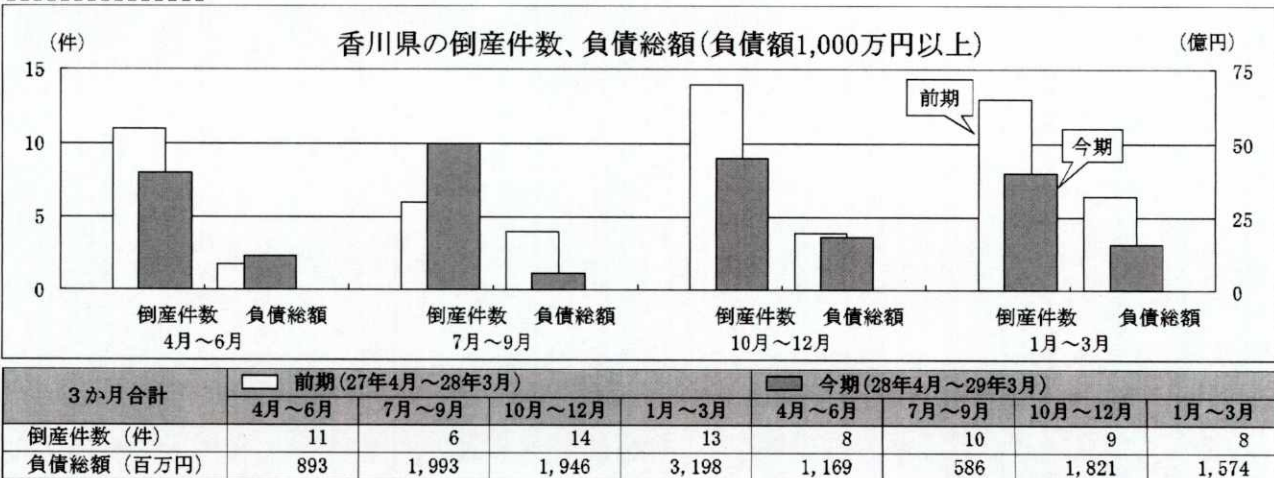
法人企業景気予測調査結果（平成29年1～3月期）でみると、平成28年度は全産業で前年度を上回る見込みとなっている。



※24年度は25年1～3月期、25年度は26年1～3月期、26年度は27年1～3月期、27年度は28年1～3月期、28年度見込みは29年1～3月期の調査結果

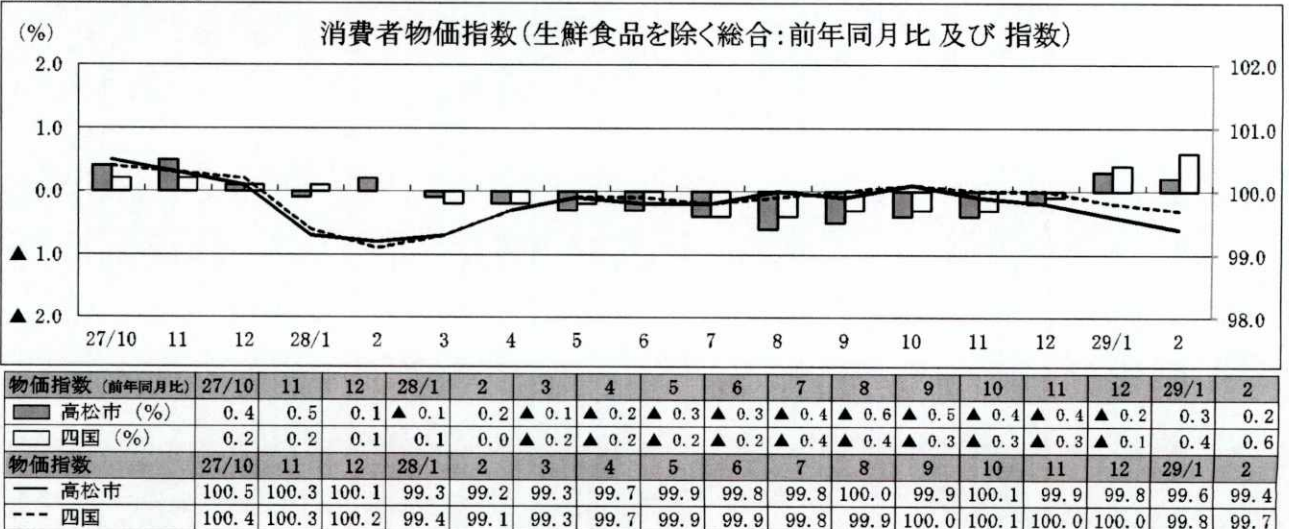
〔資料：四国財務局〕

企業倒産 件数、負債総額ともに前年を下回っている



〔資料：東京商工リサーチ〕

消費者物価 前年を上回っている



〔資料：総務省〕

県内地域経済に関する生の声

個人消費

- 売場の改装以降、化粧品の販売が好調なほか、若い女性客の来店が増加しており、今後、他の売場へ波及していくことを期待したい。
【百貨店・スーパー】
- プレミアムフライデーには、15時や16時にタイムセールを実施したものの、来店客数の増加はみられなかった。
【百貨店・スーパー】
- 直行便を利用する外国人観光客が増加している。四国デスティネーションキャンペーンによって、さらに観光客が増加することに期待している。
【観光施設】

生産活動

- 開閉制御装置は納期が集中し、足下で生産量が増加しているほか、電力電工向けの受注も回復しつつありフル操業となっている。
【電気機械、中堅企業】
- 電子部品は、新モデルのスマートフォン向け受注に落ち着きがみられるものの、車載向けの需要は引き続き好調であることから、28年度の生産は前年度を上回る見通し。
【電気機械、大企業】
- ベビー用おむつは、中国等の海外需要が引き続き好調であり生産ラインを増設している。
【パルプ・紙、大企業】

雇用情勢

- 総菜の作り手が不足しており、予定量まで製造できない日があるなど、機会損失が発生している。
【小売、大企業】

※計数は、季節調整替え、基準改定、速報の
確報化、誤計数の判明等により、過去に遡っ
て訂正される場合があります。

■お問い合わせは

TEL (087) 831-2131
財務広報相談室(内線235)又は
経済調査課(内線360)へ

FAX (087) 862-8780

ホームページアドレス
<http://shikoku.mof.go.jp/>



(本件に関する照会先)

日本銀行高松支店 総務課 087-825-1102

2017年6月12日

日本銀行高松支店

香川県金融経済概況

1. 概況

- 香川県内の景気は、緩やかな回復を続けている。

すなわち、個人消費は持ち直しを続けている。設備投資は底堅く推移している。公共投資は振れを伴いつつも、持ち直している。住宅投資は振れを伴いつつも、持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産動向は振れを伴いつつも、緩やかに持ち直している。雇用・所得情勢をみると、労働需給は引き締め傾向にあり、雇用者所得も基調的には緩やかに持ち直している。

2. 実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、底堅く推移している。

3月短観における設備投資（全産業）をみると、2016年度は、前年を上回る見込みとなっている。2017年度は、現時点では、前年を小幅に上回る計画となっている。

個人消費は、持ち直しを続けている。

大型小売店の売上は、持ち直し傾向にある。

乗用車の新車登録台数は、新型車投入効果から、緩やかに増加している。

家電販売は、持ち直している。

旅行取扱額は、緩やかに持ち直している。

住宅投資は、振れを伴いつつも、持ち直しの動きが一服している。

公共投資は、振れを伴いつつも、持ち直している。

- 企業の生産動向は、振れを伴いつつも、緩やかに持ち直している。

化学は、高水準で推移している。電気機械は、高水準ながら、増加の動きが一服している。金属製品は、緩やかに持ち直している。食料品は、振れを伴いつつも、緩やかに持ち直している。はん用・生産用機械は、一部で弱めの動きがみられるものの、全体としては持ち直しつつある。非鉄金属、輸送機械、プラスチック製品は、横ばい圏内の動きとなっている。窯業・土石は、下げ止まっている。

- 主要観光地の入込客数は、外国人観光客の増加が続いているほか、「四国Destinationキャンペーン」による押し上げもあって、底堅い動きとなっている。

- 雇用・所得情勢をみると、労働需給は引き締め傾向にあり、雇用者所得も基調的には緩やかに持ち直している。

- 消費者物価（除く生鮮食品）は、前年比プラスとなっている。

3. 金融

- 民間金融機関の貸出（4月）は、前月に比べ前年比プラス幅が幾分拡大した。

貸出約定平均金利は、前月比上昇した（県内国内銀行ベース、4月末1.121%〈前月末1.120%〉）。

- 預金（4月）は、前月に比べ前年比プラス幅が拡大した。

- 倒産状況（5月）をみると、件数（16年2件→17年6件）、負債総額（同291百万円→同335百万円）ともに前年を上回ったものの、総じてみれば落ち着いた状況が続いている。

信用保証協会の代位弁済状況（4月）については、件数（16年18件→17年10件）、金額（同157百万円→同50百万円）ともに前年を下回っており、落ち着いた状況が続いている。

以 上

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

(平成 29 年 3 月 28 日中央最低賃金審議会了承)

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、平成 26 年 6 月 18 日の中央最低賃金審議会において、現行目安制度の見直しについて付託を受けた後、主として①目安制度の意義、②ランク区分の在り方、③目安審議の在り方、④参考資料の在り方の 4 つの課題について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

記

1 目安制度の意義について

(1) 目安制度の原点に立ち返った検討

目安制度の見直しの検討に当たっては、平成 23 年の全員協議会報告において引き続き検討することとされた事項及び全員協議会で新たに提起された問題・指摘を踏まえ、地方最低賃金審議会会長や有識者からの意見も聴取しながら検討を行い、平成 27 年 5 月に論点の中間整理を行った（別紙 1）。

さらに、その後のランク区分の在り方の検討の過程において、ランク区分が目安制度の運用の基本に関わる部分であり、もう一度原点に立ち返って議論すべきである、また、関係者の理解と信頼を得るべく慎重に検討すべきであるとの意見があったことを踏まえ、目安制度の必要性について、改めて地方最低賃金審議会委員の意見を聴取しつつ、目安制度の原点に立ち返って慎重に検討を積み重ねた。

(2) 目安制度の必要性について

目安制度については、地方最低賃金審議会委員の意見も踏まえて検討した結果、その運用に当たっての課題が指摘されるものの、最低賃金額の改定について、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるようにすべきであること、また、制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、47 都道府県をいくつかのランクに区分した上で目安を提示することの必要性について改めて確認した。

2 ランク区分の在り方について

(1) 指標の見直し

ランク区分については、平成7年の見直しにおいて、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数（以下「総合指数」という。）を各都道府県の経済実態とみなし、各都道府県の経済実態に基づき各ランクへの振り分けを行うこととし、当該諸指標については、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして20指標を選定した。

その後の全員協議会（平成12年、平成16年及び平成23年）においては、上記の基本的な考え方を踏襲し、見直しを行ってきた。

今回のランク区分の見直しに当たっては、ランク区分の基礎となる諸指標について、近年の統計調査の新設・改廃の状況も踏まえ、所得・消費に関する指標について都道府県全体の状況を捉えるものとなるようにするとともに、地域の労働者の賃金や企業の賃金支払能力をよりの確に反映するよう、指標の安定性にも配慮しつつ、別紙2のとおり見直しを行った。具体的には、

イ 所得・消費に関する指標としては、

- ・所得を示す代表的なものとして県民所得及び雇用者報酬
- ・消費を示す代表的なものとして世帯支出、消費者物価及び家計最終消費支出の合計5指標とした。

ロ 給与に関する指標としては、主として時間当たり給与（原則として所定内給与）をみることとし、

- ・規模計の給与（資料出所の異なる2指標）
- ・小規模事業所の給与（1指標）
- ・短時間労働者の給与（1指標）
- ・規模計の低賃金層の給与（第1・十分位数）（一般及び短時間労働者の各1指標）
- ・小規模事業所の低賃金層の給与（第1・十分位数）（1指標）
- ・新規高等学校卒業者の初任給（1指標）
- ・地域別最低賃金額

の合計9指標とした。

ハ 企業経営に関する指標としては、

- ・主要産業の生産性を示すものとして、製造業、建設業、卸売業・小売業、飲食サービス業及びサービス業のそれぞれの1事業従事者当たりの付加価値額の合計5指標とした。

上記の指標について、都道府県の経済実態の中期的な変化の的確な把握の必要

性、数値の安定性等に鑑み、別紙3のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の5年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を100とした指数を算出して単純平均し、東京を100とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙4のとおりとなった。

(2) 新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け
上記の新しい総合指数の状況を踏まえると、いくつかのランクに区分することが必要である。

ランク数については、47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、4ランク程度に区分することが妥当であり、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、以下の考え方にに基づき、別紙5のとおりとすることが適当である。

イ 総合指数を順番に並べ、指数の差が比較的大きいところに着目する。

ロ 各ランクにおける総合指数の分散度合いをできる限り小さくすることにも留意する。

なお、この総合指数は、全員協議会においてランク区分の見直しのための基礎データとして用いたものであることは、平成12年の全員協議会報告において示されたとおりである。

3 目安審議の在り方について

(1) 近年の目安審議の評価

近年の目安審議は、①法の原則（最低賃金法第9条に定める地域別最低賃金の原則をいう。）、②目安制度（これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方及び賃金改定状況調査等参考資料等を総称する。）を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情（時々の目安審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。）を総合的に勘案して行われている。

また、「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」規定が新たに加えられた最低賃金法改正法の施行を受けて、計画的に最低賃金の引上げが行われてきた結果、現行の比較方法において、平成26年度までに全ての都道府県で生活保護と最低賃金の乖離解消が図られたところである。

平成28年度の目安審議では、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）等に配意した審議が行われるとともに、地方最低賃金審議会に対して、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の趣旨等について、同小委員長の補足説明が行われた。

これらに対する意見として、目安審議に当たっては、最低賃金の水準が最低賃

金法第1条に規定する法の目的を満たしているかどうかという観点から議論することが必要であり、賃金改定状況調査結果の賃金上昇率に基づく最低賃金の引上げ幅の議論のみではなく、最低賃金のあるべき水準を重視した議論が必要であるとの意見や、地域間格差の縮小に向けて目安を示すことを考えるべきではないかとの意見があった。

他方、近年、目安に占める時々の事情の比重が大きく、数値的な根拠が明確ではなくなっているという点から、目安に対する地方最低賃金審議会の信頼感が失われつつあるのではないかと、との意見があった。また、最低賃金の引上げに伴い影響率が上昇している中、中小企業の経営状況に与える影響を懸念する意見や、最低賃金引上げの影響について配慮すべきとの意見があった。

また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率が低下してきたことについて配慮すべきとの意見があった。

(2) 今後の目安審議の在り方について

今後の目安審議については、公労使三者が、その真摯な話し合いを通じて、法の原則及び目安制度に基づき、時々の事情を勘案しつつ総合的に行うことが重要である。その際、地方最低賃金審議会に対して目安の合理的な根拠を示すための努力など目安への信頼感を確保するための取組を一層進めていくことが必要である。

また、近年の最低賃金の引上げ状況を踏まえ、最低賃金引上げの影響について、参考資料の見直し等によりこれまで以上に確認していくことが求められる。

さらに、引き続き、利用可能な直近のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認するなど、生活保護に係る施策との整合性に配慮することが適当である。

なお、目安審議に当たっては、真摯な議論により十分審議を尽くすとともに、効率的な審議にも留意すべきである。

4 参考資料の在り方について

(1) 賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、適切に今日の経済や賃金の状況における実態を把握できているか検討すべきとの意見や、最低賃金近傍の労働者の実態を正確に反映するよう定期的に見直しを行うべきとの意見、業種の追加や配分、調査対象事業所の規模について改めて検討を行うべきであるとの意見があった。

今般の検討の結果、短期間に調査結果の集計が求められるという賃金改定状況調査の性格も考慮すると、調査対象事業所の選定について、当面は現行の方法を維持することが適当である。

(2) その他参考資料の在り方について

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条に規定されている地域別最低賃金の決定に当たって考慮すべきこととされている、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

これに対して、地方最低賃金審議会委員の意見聴取の結果も踏まえ、各種統計資料の棚卸しを行い、真に必要な資料を取捨選択すべきとの意見があった。また、地方最低賃金審議会の自主性を発揮できるよう参考資料の見直しを行うべきとの意見もあった。

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、下記(3)の最低賃金引上げの影響に係る資料を充実するなど、引き続き見直しについて検討することが必要である。

(3) 最低賃金引上げが及ぼす影響の検討について

最低賃金引上げが及ぼす影響については、新たに参考資料を追加することも含め、その影響をどのように評価するかに関して様々な意見があったが、中央最低賃金審議会として、例えば都道府県別の影響率や雇用者数の動向に関する資料など広く様々な統計資料等を注視しながら、当該影響について継続的に検討していくことが必要である。

5 今後の見直しについて

目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところである。次回を目安制度の在り方に関する見直しの際には、ランク区分については、平成7年の全員協議会報告に復して5年ごとに見直しを行い、平成34年度(2022年度)以後は当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会
論点の中間整理

平成 27 年 5 月 25 日

本全員協議会は、平成 26 年 6 月の中央最低賃金審議会において現行目安制度の見直しについて付託を受け、その後 9 回にわたって検討を行ってきた。その過程で議論してきた内容は、いずれも最低賃金制度の運用の基本に関わる問題である。平成 27 年度の目安審議が開始される前にこれまでの議論の経過と当面の論点について、下記のとおり中間的に取りまとめる。

記

1. 検討の経緯

- 目安制度の在り方については、平成 7 年 4 月 28 日の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、おおむね 5 年ごとに見直しを行うことが適当とされ、これを受けて、平成 12 年、平成 16 年、平成 23 年に報告が行われてきたところである。
- 平成 23 年の全員協議会報告においては、(1) ランク設定のあり方について、(2) 賃金改定状況調査等参考資料のあり方について、(3) 生活保護と最低賃金との乖離解消方法について、(4) 次期のランク区分の見直しについて、引き続き検討することが必要とされた。
- 今回の全員協議会では、これらの残された検討課題に加え、最低賃金の在り方という根本的な視点に立ち戻って目安制度について検討することが必要である、近年の目安審議を振り返り、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力」という最低賃金法第 9 条第 2 項に規定される三つの考慮要素をどのように総合勘案すべきか検討することが必要であるという問題提起がなされた。

- また、近年の目安審議において、賃金改定状況調査結果の賃金上昇率（第4表）を大きく上回る引上げ率となっていることについて、地方最低賃金審議会に対して目安の根拠を十分に示すことができていないのではないか、との指摘もなされた。
- これらを踏まえ、これまで9回にわたり、①最低賃金の在り方、②法第9条第2項の三原則の在り方、③目安審議の在り方、④地方最低賃金審議会との関係の在り方、⑤目安審議における参考資料の5項目について、検討を行ってきたところである。

2. 議論の経過

(1) 最低賃金の在り方について

- 最低賃金法第1条は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図ることを最低賃金制の第一義的目的として定め、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保という社会政策、労働政策、経済政策等の各分野において効果を上げることが第二義的目的とし、国民経済の健全な発展に寄与することを究極的な目的として掲げている。
- これに加え、最低賃金法と立法精神を同じくする労働基準法第1条は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としている。
- 最低賃金の決定に当たっては、現在の最低賃金額の水準を所与のものとして賃金改定状況調査等に基づく引上げ幅の議論のみを行うのではなく、上記のような最低賃金の在り方、目的を踏まえた、ワークペイとしての一定の水準を念頭に置きながら、目安審議を行うべきであるとの意見があった。
- 他方、最低賃金の決定は、本来、労使が自主的に対等の立場で話し合いにより決定すべき賃金について、国家が強制力をもって介入するものであり、個

別企業の労働条件の交渉と自ずと性質が異なることから、その最低基準としての性格を踏まえて議論するべきとの意見があった。

- さらに、最低賃金の在り方を検討するに当たっては、産業構造や就業構造の変化を踏まえつつ、また、最低賃金近傍の賃金水準の労働者の属性を明らかにし、それらの者が最低賃金の引上げによってどのような影響を受けているのか、実態に即して議論すべきという意見があった。

(2) 法第9条第2項の三原則の在り方

- 最低賃金法第9条第2項は、地域別最低賃金は地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して決定されるべきことを規定している。この三つは、最低賃金の決定にあたっていずれも考慮されるべき重要な要素であって、いずれかに重点を置くことなく、三つの観点から総合勘案して最低賃金を決定すべきものである。
- 諸外国においても、国内慣行及び国内事情による幅はあるものの、生計費等の労働者の必要、使用者の支払能力や経済開発上の要請、雇用等の経済的要素、類似の労働に対する賃金又は関連する給与所得者や他の社会的集団の相対的な生活水準といった要素が考慮されている。
- 平成19年の法改正では、法第9条第3項に当該労働者の生計費を考慮するに当たっては生活保護に係る施策との整合性に配慮することが規定された。これを踏まえ、生活保護水準と最低賃金との乖離については、毎年度の地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解において示される考え方のもと、地方最低賃金審議会において審議されてきた結果、平成26年度の最低賃金額改定において、法改正後初めてすべての都道府県において解消したところである。
- 三原則の在り方に関しては、目安審議においてこの三原則を総合的に勘案するに当たり、労使間で解釈に相違がある部分について、共通認識を整理すべきであるとの意見があった。特に、労働者の賃金は賃金水準そのものを指

すのであって、当該労働者の賃金上昇率を指すものではないのではないか、という意見があった。

- 他方、企業の支払能力の観点から見た場合、あるべき賃金水準は同業種、同業態の類似の労働者をその時々雇用することのできる賃金であって、最低賃金としてあるべき水準を示すことは適切ではないという意見があった。
- さらに、生活保護水準と最低賃金額を比較するに当たっての具体的な算定方法については、平成 23 年報告を踏まえ、引き続き検討する必要があるとの意見があった。

(3) 目安審議の在り方について

- 現行の目安の審議は、①法第 9 条第 2 項の三原則、②これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方や賃金改定状況調査等参考資料等からなる目安制度を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々々の目安の審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総合的に勘案して行われている。
- とりわけ、目安の審議に当たっては、賃金改定状況調査、なかんずく同調査による賃金上昇率（第 4 表）を重要な参考資料としてきており、平成 7 年度から平成 17 年度までの目安審議では、各ランクに振り分けられた都道府県の地域別最低賃金額の単純平均値に各ランク同率の引上げ率を乗じた額を各ランクの目安額の算定の基準としていた。
- このような賃金改定状況調査の位置付けについては、平成 12 年 3 月の全員協議会報告において、当該調査結果を重要な参考資料としつつも、これまで以上にその時々々の状況を的確に把握の上、総合的に勘案して目安を審議し、決定していくことが求められる、とされ、平成 23 年の報告においてもこのような目安審議の在り方の重要性については、改めて確認するという合意がなされたところである。
- 近年の目安の審議では、目安に占める「時々々の事情」の比重が大きく、賃金改定状況調査結果の賃金上昇率（第 4 表）を大幅に上回る引上げ率の目安

となることが続いている。そのため、これらの引上げ率の数値的な根拠が明確ではなくなっており、「時々の事情」に代わる考慮要素を示すべきではないかという意見があった。

- 他方、円卓合意以降は、賃金改定状況調査結果の賃金上昇率（第4表）のみではなく最低賃金水準はどうあるべきかという視点を強めて議論を行ってきていると考えており、円卓合意、雇用戦略対話合意、平成19年法改正の経過を尊重し「時々の事情」を加味してきているということを地方最低賃金審議会に対して丁寧に説明する必要がある、との意見があった。
- さらに、その時々の情勢を引き受けて議論していかなければならず、また、過去のデータだけでなく先行きも考慮すべきときもあるから、合理的な根拠が示せない場合もあるのではないか、との意見があった。
- 都道府県最低賃金については、都道府県内の都市部と周辺地域の格差や、企業間の規模の格差、業態間の格差、エリア間の格差を踏まえて、経済状況が厳しい業種等についての現状把握・分析をした上で、そこに目線を合わせて目安審議を行うべき、とする意見がある一方、周辺地域から都市部への人口・労働力移動の影響を考慮して検討するべきという意見があった。
- ランク設定の在り方については、平成23年の全員協議会において、ランク制度が採用された昭和53年から今日まで、全国的な整合性の確保にどのように寄与してきたのかという観点等からの検証と評価がなされるべきとの意見があった。また、長年労使が真摯な話し合いを基に積み上げてきた経緯を十分に踏まえた上で、ランク制度のメリット・デメリットを十分に洗い出しながら慎重に検討していくべきとの意見があった。さらに、その際に議論が尽くされなかった点や、最低賃金法改正法の施行をはじめとする目安制度を取り巻く近年の状況の変化等も踏まえ、引き続き検討することが必要とされている。

- これらの点に加えて、平成 17 年度まで、目安額の算定において各ランク同率の引上げ率となるようにしており、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率がほぼ一定に保たれてきたが、平成 18 年度以降は生活保護水準との整合性への配慮等から上位ランクを多く引き上げてきた結果、最高額に対する最低額の比率が下がってきている点が指摘され、目安の出し方、ランク区分の設定の在り方と合わせて議論すべきではないかという意見があった。
- また、何のためにランクを設定するのか、ランク設定に当たって用いる経済指標の在り方等についても議論すべきという意見があった。
- 目安の示し方については、昭和 56 年以降、公労使三者の合意ではなく、公益委員見解として目安が示されてきているところであるが、本来であれば、公労使合意した見解を目安として示すことが望ましいという意見があった。これについては、公労使の見解が完全に一致しない場合であっても、公益委員見解として目安を示すことに労使とも反対しないという現実的な解決方策であるという指摘があった。
- 目安審議の時期について、10 月中の発効を目指して行われているが、企業の経営計画を考え、4 月 1 日に発効できうる目安審議時期を検討すべきとの意見があった。これに対し、現行の参考資料に基づく事実をベースとした審議の方法では、改定時期が後ろ倒しになることから反対であるとの意見があった。ただし、最低賃金の引上げが一定の水準を達成することを念頭に行われる場合は異なった考え方を取ることも可能であることから、目安審議の在り方と合わせて検討すべき課題であるという意見があった。

(4) 地方最低賃金審議会との関係の在り方

- 目安制度における中央最低賃金審議会と地方最低賃金審議会との関係については、昭和 52 年 12 月の中央最低賃金審議会答申「今後の最低賃金制のあり方について」において、都道府県ごとの地方最低賃金審議会において、最低賃金を審議決定することを原則とする現行の決定方式は、全国的な整合性

を常に確保する保障に欠けるおそれがあることから、中央最低賃金審議会の指導性を強化し、(1) 最低賃金額の決定の前提となる基本的事項について、できるだけ全国的に統一的な処理が行われるよう、中央最低賃金審議会がその考え方を整理し、これを地方最低賃金審議会に提示すること、(2) 最低賃金額の改定については、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるよう、中央最低賃金審議会は、毎年、47 都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改定についての目安を提示することとされた。それ以来、現在まで、目安制度は、経済社会情勢等の変化に対応しつつ必要な見直しを行うことにより、地方最低賃金審議会が地域別最低賃金額を改定する際の重要な参考資料である目安を提示する制度として定着している。

- これに対し、目安に占める「時々の事情」の比重が大きく、数値的な根拠が明確ではなくなっている、という点から、地方最低賃金審議会から中央最低賃金審議会への信頼感が失われつつあるのではないか、この際、目安制度以前のように、目安を示さずに地方で最低賃金の決定を行った後に、中央で事後的な検証のみ行ってはどうか、或いは、地方での審議に資する参考資料だけを示してはどうか、といった意見があった。
- 5 道府県の地方最低賃金審議会の会長からのヒアリングにおいて、ランク設定に当たって用いる経済指標が適当かとの意見やランク区分を根本的に検討すべきとの意見があった。

また、目安は地方最低賃金審議会における議論に必要であるものの、根拠がわかりにくい、目安審議で考慮したことを説明してほしい等の意見が多かった。

(5) 目安審議における参考資料について

- 目安の審議に当たっては、賃金改定状況調査、なかんずく同調査による賃金上昇率（第 4 表）を重要な参考資料としてきた。平成 12 年 3 月の全員協議会報告においては、今後とも、同調査を重要な参考資料とする取扱いを基本とすべきとしつつ、経済のグローバル化による競争の激化、右肩上がりの

経済から低成長経済への移行など構造的な変化の影響があらわれていることから、これまで以上に、その時々状況を的確に把握の上、総合的に勘案して目安を審議し、決定していくことが求められるとしている。

- この点について、賃金改定状況調査が開始された昭和 50 年代は、経済成長下で引き上げられる賃金の状況を把握してきたが、今日の経済や賃金の状況において、適切に実態を把握できているか検討すべきという意見があった。
- また、賃金改定状況調査はこれまでたびたび見直されてきたが、最低賃金近傍の労働者の実態を正確に反映するよう、定期的に見直しを行うべきという意見や、業種の追加や配分、調査対象事業所の規模についても改めて検討を行うべきであるという意見があった。

3. 当面の論点

上記 2 のとおり、これまで目安制度に関する 5 項目に関して様々な点から検討を行ってきたところである。その中で、地方最低賃金審議会会長からのヒアリングにおいて述べられた意見も踏まえ、平成 28 年度以降の目安審議に向けて早期に検討を行うべき論点として、当面、以下について優先的に議論を行っていくこととする。これらの検討を行うに当たっては、最低賃金近傍の賃金水準の労働者の属性を明らかにし、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者」の実態も考慮して議論する必要がある。

- 平成 23 年の全員協議会報告において「平成 28 年度以後の目安の審議において新しいランク区分を用いることが適当である」とされている、次期のランク区分の見直しについては、ランク区分の設定の在り方に関する意見、ランク設定に当たって用いる経済指標の在り方等についても議論すべきという意見があったことから、優先的に議論を進め、平成 28 年度の目安審議に備えることとする。

- 最低賃金の在り方、目的を踏まえた一定の水準等については引き続き議論していく必要があるものの、当面は、最低賃金の機能が適切に発揮できるような具体策を検討する必要がある。また、ここ数年の目安について「時々の事情」の比重が大きく、数値的な根拠が明確ではなくなっているのではないかという意見や、地方最低賃金審議会会長から表明された意見に対応するため、目安への信頼感を十分に確保する方策について早期に議論していく必要がある。これらの観点を踏まえ、目安審議における参考資料の在り方について、優先的に議論を進めることとする。

ランク区分の見直しの基礎とした指標

Ⅰ 所得・消費関係

- ① 1人当たりの県民所得
「県民経済計算年報」内閣府（平成 21～25 年）
- ② 雇用者 1人当たりの雇用者報酬
「県民経済計算年報」内閣府（平成 21～25 年）
- ③ 1世帯 1月当たりの消費支出（単身世帯）
「全国消費実態調査」総務省（平成 26 年）
- ④ 消費者物価地域差指数
「小売物価統計調査」総務省（平成 25～27 年）
- ⑤ 1人当たり家計最終消費支出
「県民経済計算年報」内閣府（平成 21～25 年）

Ⅱ 給与関係

- ⑥ 1人 1時間当たり所定内給与額（5人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）
- ⑦ 常用労働者 1人 1時間当たり所定内給与額（5人以上）
「毎月勤労統計調査 — 地方調査」厚生労働省（平成 22～26 年）
- ⑧ 常用労働者 1人 1時間当たり所定内給与額（中位数）（1～29 人（製造業 99 人））
「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省（平成 24～28 年）
- ⑨ 短時間労働者 1人 1時間当たり所定内給与額（5人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）
- ⑩ 1人 1時間当たり所定内給与における第 1・十分位数（5人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）

- ⑪ 短時間労働者 1 人 1 時間当たり所定内給与における第 1・十分位数（5 人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）
- ⑫ 常用労働者 1 人 1 時間当たり所定内給与における第 1・十分位数（1～29 人（製造業 99 人））
「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省（平成 24～28 年）
- ⑬ 新規高校学卒者の初任給（10 人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）
- ⑭ 地域別最低賃金額
厚生労働省（平成 24～28 年）

Ⅲ 企業経営関係

- ⑮ 1 事業従事者当たり付加価値額（製造業）
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑯ 1 事業従事者当たり付加価値額（建設業）
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑰ 1 事業従事者当たり付加価値額（卸売業，小売業）
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑱ 1 事業従事者当たり付加価値額（飲食サービス業）
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑲ 1 事業従事者当たり付加価値額（サービス業）
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）

企業経営関係指標の産業の範囲について

⑮製造業

○産業大分類「製造業」

⑯建設業

○産業大分類「建設業」

⑰卸売業，小売業

○産業大分類「卸売業，小売業」

⑱飲食サービス業

○産業大分類「宿泊業，飲食サービス業」のうち、「宿泊業」以外

⑲サービス業

○「サービス業基本統計調査」の対象産業の範囲と可能な限り同範囲となるよう経済センサス活動調査における産業分類により集計

具体的な産業の範囲は以下のとおり

- (1) 産業大分類「サービス業（他に分類されないもの）」のうち
「廃棄物処理業」 「自動車整備業」 「機械等修理業」
「職業紹介・労働者派遣業」 「その他の事業サービス業」
「その他のサービス業」
- (2) 産業大分類「学研究，専門・技術サービス業」
- (3) 産業大分類「生活関連サービス業，娯楽業」
- (4) 産業大分類「不動産業，物品賃貸業」のうち
「不動産賃貸業・管理業」 「物品賃貸業」
- (5) 産業大分類「医療，福祉」のうち
「保健衛生」 「社会保険・社会福祉・介護事業」
- (6) 産業大分類「教育，学習支援業」のうち「その他の教育，学習支援業」
- (7) 産業大分類「宿泊業，飲食サービス業」のうち「宿泊業」
- (8) 産業大分類「複合サービス事業」のうち「協同組合（他に分類されないもの）」

ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況

都道府県	①1人当たりの県民所得 (平成21～25年)		②雇用者1人当たりの雇 用者報酬 (平成21～25年)		③1世帯1月当たりの消 費支出(単身世帯)(平成 26年)		④消費者物価地域差指 数(平成25～27年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	4,449,222	100.0	6,325,990	100.0	213,735	100.0	104.8	100.0
神奈川	2,925,636	65.8	5,018,081	79.3	173,028	81.0	103.7	98.9
大阪	2,952,099	66.4	5,266,436	83.3	143,522	67.1	100.3	95.7
愛知	3,294,318	74.0	4,559,388	72.1	181,406	84.9	98.7	94.1
埼玉	2,796,195	62.8	4,640,217	73.4	173,042	81.0	101.4	96.7
千葉	2,891,794	65.0	4,621,544	73.1	172,233	80.6	99.6	95.0
京都	2,929,511	65.8	4,556,044	72.0	170,164	79.6	100.8	96.2
兵庫	2,706,202	60.8	4,604,046	72.8	171,311	80.2	100.9	96.2
静岡	3,184,237	71.6	4,298,036	67.9	171,936	80.4	98.0	93.5
滋賀	3,177,669	71.4	4,263,633	67.4	153,706	71.9	99.3	94.8
茨城	3,034,168	68.2	4,521,194	71.5	156,650	73.3	98.3	93.7
栃木	3,018,923	67.9	4,733,546	74.8	154,681	72.4	98.8	94.3
広島	2,966,202	66.7	4,329,443	68.4	158,834	74.3	98.5	94.0
長野	2,615,828	58.8	4,543,401	71.8	190,078	88.9	97.1	92.7
富山	3,033,070	68.2	4,124,754	65.2	179,359	83.9	97.9	93.4
三重	2,931,578	65.9	4,440,479	70.2	150,489	70.4	98.3	93.8
山梨	2,785,305	62.6	4,502,475	71.2	155,868	72.9	98.3	93.8
群馬	2,873,646	64.6	4,267,600	67.5	167,926	78.6	96.8	92.3
岡山	2,687,716	60.4	4,288,054	67.8	157,243	73.6	98.6	94.1
石川	2,842,496	63.9	4,078,946	64.5	180,370	84.4	99.8	95.2
香川	2,779,498	62.5	4,452,137	70.4	164,853	77.1	98.1	93.6
奈良	2,456,704	55.2	4,844,206	76.6	161,117	75.4	97.4	92.9
宮城	2,592,342	58.3	4,290,483	67.8	160,501	75.1	98.2	93.6
福岡	2,773,773	62.3	4,455,285	70.4	159,320	74.5	97.3	92.8
山口	2,951,358	66.3	4,398,552	69.5	170,507	79.8	98.4	93.8
岐阜	2,664,300	59.9	4,116,398	65.1	176,883	82.8	97.0	92.5
福井	2,814,920	63.3	4,106,939	64.9	166,207	77.8	99.7	95.1
和歌山	2,661,860	59.8	4,006,123	63.3	133,666	62.5	100.0	95.4
北海道	2,473,079	55.6	4,315,116	68.2	151,979	71.1	99.1	94.5
新潟	2,657,921	59.7	4,082,772	64.5	149,051	69.7	98.4	93.9
徳島	2,731,967	61.4	4,173,624	66.0	152,804	71.5	98.5	94.0
福島	2,538,743	57.1	4,159,838	65.8	158,541	74.2	99.7	95.1
大分	2,460,640	55.3	4,093,654	64.7	158,667	74.2	97.5	93.0
山形	2,424,529	54.5	3,930,871	62.1	161,977	75.8	100.7	96.1
愛媛	2,511,955	56.5	3,931,339	62.1	127,779	59.8	97.9	93.4
島根	2,339,180	52.6	3,760,228	59.4	156,926	73.4	99.8	95.2
鳥取	2,277,351	51.2	3,698,994	58.5	167,319	78.3	98.3	93.8
熊本	2,366,116	53.2	3,943,996	62.3	144,622	67.7	98.2	93.6
長崎	2,359,034	53.0	3,836,475	60.6	145,200	67.9	99.3	94.8
高知	2,302,868	51.8	4,412,863	69.8	132,959	62.2	99.1	94.5
岩手	2,432,248	54.7	3,935,461	62.2	144,459	67.6	98.4	93.9
鹿児島	2,368,183	53.2	3,877,423	61.3	151,052	70.7	97.2	92.8
佐賀	2,449,827	55.1	3,253,514	51.4	144,284	67.5	97.1	92.6
青森	2,359,028	53.0	3,801,054	60.1	146,357	68.5	98.7	94.2
秋田	2,345,513	52.7	3,461,507	54.7	148,299	69.4	98.1	93.6
宮崎	2,276,772	51.2	3,733,120	59.0	152,484	71.3	96.1	91.7
沖縄	2,037,371	45.8	3,518,843	55.6	125,530	58.7	98.3	93.7

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」
 ②内閣府「県民経済計算年報」
 ③総務省「全国消費実態調査」
 ④総務省「小売物価統計調査」

都道府県	⑤1人当たり家計最終消費支出(平成21~25年)		⑥1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成23~27年)		⑦常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成22~平成26年)		⑧常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1~29人(製造業99人))(平成24~28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	2,857,937	100.0	2,328	100.0	2,288	100.0	1,319	100.0
神奈川	2,499,436	87.5	2,031	87.3	1,948	85.2	1,123	85.2
大阪	2,128,460	74.5	1,924	82.7	1,924	84.1	1,155	87.6
愛知	2,342,502	82.0	1,891	81.3	1,843	80.6	1,181	89.5
埼玉	2,306,459	80.7	1,772	76.1	1,732	75.7	1,211	91.8
千葉	2,354,032	82.4	1,808	77.7	1,751	76.5	1,131	85.7
京都	2,270,913	79.5	1,828	78.5	1,726	75.4	1,065	80.7
兵庫	1,942,516	68.0	1,796	77.2	1,730	75.6	1,074	81.4
静岡	2,183,492	76.4	1,729	74.3	1,731	75.6	1,045	79.2
滋賀	2,104,342	73.6	1,786	76.7	1,735	75.8	1,048	79.4
茨城	2,048,247	71.7	1,780	76.5	1,715	75.0	1,066	80.8
栃木	2,134,907	74.7	1,722	74.0	1,701	74.4	1,064	80.7
広島	2,143,520	75.0	1,688	72.5	1,689	73.8	1,037	78.6
長野	2,157,166	75.5	1,648	70.8	1,642	71.8	1,182	89.6
富山	2,209,651	77.3	1,618	69.5	1,628	71.2	1,075	81.5
三重	2,086,160	73.0	1,752	75.3	1,744	76.2	1,014	76.9
山梨	2,084,956	73.0	1,668	71.6	1,638	71.6	967	73.3
群馬	2,089,277	73.1	1,668	71.7	1,658	72.5	1,074	81.4
岡山	2,098,516	73.4	1,655	71.1	1,658	72.5	1,022	77.5
石川	2,205,278	77.2	1,598	68.6	1,615	70.6	1,070	81.1
香川	2,232,897	78.1	1,607	69.1	1,647	72.0	1,052	79.8
奈良	1,828,683	64.0	1,731	74.4	1,665	72.8	1,049	79.5
宮城	2,111,061	73.9	1,649	70.8	1,646	71.9	984	74.6
福岡	2,064,112	72.2	1,649	70.8	1,666	72.8	993	75.3
山口	2,111,744	73.9	1,578	67.8	1,637	71.5	991	75.1
岐阜	1,889,966	66.1	1,620	69.6	1,615	70.6	1,031	78.1
福井	2,015,724	70.5	1,586	68.1	1,586	69.3	1,029	78.0
和歌山	2,087,646	73.0	1,612	69.3	1,630	71.3	983	74.5
北海道	2,087,330	73.0	1,548	66.5	1,557	68.1	1,024	77.7
新潟	2,164,307	75.7	1,538	66.1	1,578	69.0	1,020	77.3
徳島	2,030,615	71.1	1,582	68.0	1,587	69.4	1,018	77.2
福島	1,881,262	65.8	1,542	66.3	1,567	68.5	989	75.0
大分	2,105,271	73.7	1,479	63.5	1,467	64.1	931	70.6
山形	1,895,665	66.3	1,421	61.0	1,495	65.3	965	73.1
愛媛	1,925,286	67.4	1,528	65.6	1,500	65.6	941	71.3
島根	1,782,861	62.4	1,472	63.2	1,541	67.3	958	72.6
鳥取	1,910,973	66.9	1,456	62.6	1,475	64.5	945	71.7
熊本	1,924,637	67.3	1,496	64.3	1,509	65.9	921	69.8
長崎	1,951,240	68.3	1,449	62.3	1,438	62.8	896	67.9
高知	2,039,181	71.4	1,489	64.0	1,570	68.6	948	71.9
岩手	1,942,054	68.0	1,381	59.3	1,461	63.9	921	69.8
鹿児島	2,017,592	70.6	1,468	63.1	1,430	62.5	898	68.1
佐賀	1,609,530	56.3	1,422	61.1	1,437	62.8	941	71.3
青森	1,916,873	67.1	1,357	58.3	1,408	61.5	889	67.4
秋田	2,048,475	71.7	1,401	60.2	1,435	62.7	897	68.0
宮崎	1,885,349	66.0	1,391	59.8	1,394	60.9	920	69.7
沖縄	1,554,114	54.4	1,362	58.5	1,377	60.2	875	66.4

資料出所 ⑤内閣府「県民経済計算年報」
 ⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
 ⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
 ⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑨短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額 (5人以上)(平成23～27年)		⑩1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成23～27年)		⑪短時間労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成23～27年)		⑫常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(1～29人(製造業99人))(平成24～28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	1,218	100.0	1,184	100.0	869	100.0	898	100.0
神奈川	1,126	92.5	1,086	91.7	856	98.4	872	97.1
大阪	1,088	89.3	1,023	86.4	809	93.0	828	92.2
愛知	1,068	87.7	1,036	87.5	799	91.9	812	90.4
埼玉	1,033	84.8	994	84.0	801	92.2	828	92.2
千葉	1,085	89.1	1,002	84.6	807	92.8	817	91.0
京都	1,065	87.5	961	81.1	783	90.1	794	88.5
兵庫	1,052	86.4	983	83.0	777	89.4	790	88.0
静岡	1,014	83.3	966	81.6	775	89.1	798	88.9
滋賀	1,009	82.9	991	83.7	760	87.5	780	86.9
茨城	1,034	84.9	955	80.7	757	87.0	775	86.3
栃木	979	80.4	937	79.1	751	86.4	784	87.3
広島	1,011	83.0	938	79.2	752	86.5	766	85.3
長野	1,011	83.0	932	78.7	757	87.1	792	88.2
富山	1,008	82.8	939	79.3	744	85.6	776	86.4
三重	1,014	83.3	950	80.2	769	88.5	778	86.7
山梨	994	81.6	927	78.3	763	87.8	778	86.7
群馬	1,001	82.2	927	78.3	755	86.8	773	86.1
岡山	1,001	82.2	929	78.4	733	84.3	749	83.5
石川	992	81.5	911	77.0	743	85.5	774	86.2
香川	980	80.5	908	76.7	748	86.0	762	84.9
奈良	1,041	85.5	927	78.3	746	85.8	758	84.4
宮城	962	79.0	877	74.1	712	81.9	716	79.8
福岡	940	77.2	882	74.5	713	82.1	728	81.1
山口	947	77.8	880	74.3	710	81.6	722	80.4
岐阜	989	81.2	920	77.7	759	87.3	760	84.7
福井	988	81.1	887	74.9	739	85.0	757	84.3
和歌山	970	79.6	889	75.1	726	83.5	733	81.7
北海道	935	76.8	835	70.5	720	82.9	738	82.2
新潟	956	78.5	885	74.7	719	82.7	746	83.1
徳島	984	80.8	876	74.0	712	81.8	727	81.0
福島	936	76.8	854	72.1	691	79.5	719	80.1
大分	959	78.7	837	70.7	669	76.9	691	77.0
山形	911	74.8	819	69.2	693	79.7	714	79.5
愛媛	923	75.8	846	71.5	695	79.9	710	79.1
島根	948	77.9	852	72.0	705	81.1	718	80.0
鳥取	942	77.3	840	71.0	707	81.3	718	80.0
熊本	884	72.6	812	68.6	669	76.9	692	77.1
長崎	898	73.8	785	66.3	671	77.2	682	76.0
高知	930	76.3	815	68.9	682	78.5	705	78.5
岩手	875	71.8	790	66.7	669	76.9	689	76.8
鹿児島	893	73.3	796	67.2	669	76.9	683	76.1
佐賀	898	73.7	806	68.1	681	78.4	700	77.9
青森	856	70.3	762	64.3	663	76.2	674	75.1
秋田	870	71.5	778	65.7	670	77.0	687	76.5
宮崎	887	72.9	778	65.7	667	76.7	688	76.6
沖縄	850	69.8	752	63.5	661	76.0	675	75.2

資料出所 ⑨厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
 ⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」
 ⑪厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」
 ⑫厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑬新規高校学卒者の初任給(10人以上)(平成23～27年) (神奈川=100)		⑭地域別最低賃金額(平成24年～28年)		⑮1事業従事者当たり付加価値額(製造業)(平成24年)		⑯1事業従事者当たり付加価値額(建設業)(平成24年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	167,840	99.2	889	100.0	6,472,624	89.6	6,314,848	100.0
神奈川	169,160	100.0	888	99.8	6,965,598	96.4	4,933,847	78.1
大阪	165,780	98.0	840	94.4	6,259,802	86.6	5,555,778	88.0
愛知	164,440	97.2	801	90.0	5,067,840	70.1	4,859,729	77.0
埼玉	163,980	96.9	805	90.5	5,430,859	75.1	4,578,605	72.5
千葉	163,820	96.8	798	89.7	5,301,544	73.4	4,442,214	70.3
京都	160,700	95.0	792	89.0	5,271,658	72.9	4,581,754	72.6
兵庫	162,240	95.9	780	87.7	5,765,108	79.8	4,759,387	75.4
静岡	162,260	95.9	768	86.3	5,462,608	75.6	4,396,051	69.6
滋賀	160,840	95.1	749	84.2	6,977,003	96.5	4,258,619	67.4
茨城	158,880	93.9	732	82.3	6,197,921	85.8	3,981,660	63.1
栃木	158,460	93.7	736	82.8	5,718,414	79.1	4,254,927	67.4
広島	159,840	94.5	753	84.7	5,542,563	76.7	4,393,281	69.6
長野	158,180	93.5	731	82.3	4,968,578	68.8	3,780,411	59.9
富山	159,320	94.2	731	82.2	5,166,283	71.5	4,243,346	67.2
三重	161,820	95.7	756	85.0	5,212,146	72.1	4,104,840	65.0
山梨	160,700	95.0	724	81.4	7,226,749	100.0	4,067,523	64.4
群馬	159,260	94.1	724	81.4	5,607,149	77.6	3,958,866	62.7
岡山	157,500	93.1	721	81.1	6,387,433	88.4	3,922,749	62.1
石川	156,960	92.8	721	81.1	5,112,066	70.7	4,173,936	66.1
香川	157,960	93.4	705	79.2	5,124,350	70.9	4,370,191	69.2
奈良	158,760	93.9	727	81.8	4,732,145	65.5	5,229,215	82.8
宮城	152,720	90.3	713	80.2	4,748,494	65.7	4,520,016	71.6
福岡	153,520	90.8	730	82.1	4,867,601	67.4	4,371,370	69.2
山口	153,400	90.7	718	80.7	7,141,531	98.8	3,748,491	59.4
岐阜	159,600	94.3	741	83.3	5,306,464	73.4	3,962,579	62.8
福井	156,360	92.4	719	80.8	5,104,929	70.6	4,142,661	65.6
和歌山	155,240	91.8	718	80.7	6,207,960	85.9	4,647,721	73.6
北海道	148,020	87.5	750	84.4	4,719,837	65.3	3,936,219	62.3
新潟	152,800	90.3	718	80.7	4,479,190	62.0	3,860,521	61.1
徳島	153,180	90.6	682	76.7	5,978,512	82.7	3,297,587	52.2
福島	149,920	88.6	692	77.8	4,572,919	63.3	3,558,430	56.4
大分	148,840	88.0	681	76.5	5,333,254	73.8	3,524,343	55.8
山形	145,480	86.0	682	76.7	4,400,755	60.9	3,477,296	55.1
愛媛	151,880	89.8	683	76.8	5,544,946	76.7	3,763,174	59.6
島根	149,400	88.3	682	76.7	3,935,847	54.5	3,598,481	57.0
鳥取	146,760	86.8	680	76.5	3,972,906	55.0	3,580,780	56.7
熊本	146,740	86.7	681	76.5	4,778,137	66.1	3,404,722	53.9
長崎	142,220	84.1	681	76.5	5,088,586	70.4	3,385,281	53.6
高知	145,660	86.1	680	76.5	3,555,665	49.2	3,267,453	51.7
岩手	142,180	84.1	681	76.6	4,448,974	61.6	3,131,445	49.6
鹿児島	143,220	84.7	681	76.6	4,313,510	59.7	3,322,803	52.6
佐賀	144,720	85.6	681	76.6	5,033,185	69.6	3,341,499	52.9
青森	139,360	82.4	682	76.7	4,406,077	61.0	3,141,930	49.8
秋田	140,660	83.2	682	76.7	3,439,531	47.6	3,209,255	50.8
宮崎	143,500	84.8	680	76.5	3,992,743	55.2	3,270,520	51.8
沖縄	132,760	78.5	680	76.5	3,042,329	42.1	3,473,321	55.0

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑭厚生労働省調べ

⑮総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

⑯総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

都道府県	⑪-a 1事業従事者当たり 付加価値額(卸売業)(平 成24年)		⑪-b 1事業従事者当 たり付加価値額(小売業) (平成24年)		⑪平均	⑫1事業従事者当たり付 加価値額(飲食サービ ス業)(平成24年)		⑬1事業従事者当たり付 加価値額(サービス業) (平成24年)	
	原数値	指数	原数値	指数	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	10,173,229	100.0	4,288,500	100.0	100.0	2,038,094	100.0	7,827,435	100.0
神奈川	7,612,069	74.8	3,385,456	78.9	76.9	1,751,479	85.9	4,550,789	58.1
大阪	8,529,074	83.8	3,377,494	78.8	81.3	1,763,829	86.5	4,034,357	51.5
愛知	7,981,228	78.5	3,441,335	80.2	79.3	1,674,757	82.2	4,152,997	53.1
埼玉	7,680,058	75.5	3,543,250	82.6	79.1	1,703,794	83.6	3,618,388	46.2
千葉	7,332,244	72.1	3,337,010	77.8	74.9	1,645,531	80.7	3,993,592	51.0
京都	5,755,557	56.6	3,191,067	74.4	65.5	1,845,778	90.6	3,424,905	43.8
兵庫	7,321,979	72.0	3,844,096	89.6	80.8	1,602,216	78.6	3,528,474	45.1
静岡	7,170,198	70.5	4,074,842	95.0	82.7	1,625,602	79.8	3,591,370	45.9
滋賀	5,956,404	58.5	2,864,425	66.8	62.7	1,609,915	79.0	3,229,219	41.3
茨城	7,119,466	70.0	3,455,929	80.6	75.3	1,568,071	76.9	4,003,597	51.1
栃木	6,726,195	66.1	3,480,272	81.2	73.6	1,541,812	75.6	4,115,845	52.6
広島	7,470,806	73.4	3,160,562	73.7	73.6	1,610,154	79.0	3,496,048	44.7
長野	5,675,829	55.8	3,284,630	76.6	66.2	1,641,529	80.5	3,295,565	42.1
富山	5,931,248	58.3	3,103,012	72.4	65.3	1,661,069	81.5	3,425,085	43.8
三重	6,045,222	59.4	3,445,159	80.3	69.9	1,587,752	77.9	3,298,394	42.1
山梨	5,342,616	52.5	3,205,722	74.8	63.6	1,508,461	74.0	3,356,757	42.9
群馬	6,325,610	62.2	3,283,213	76.6	69.4	1,537,406	75.4	3,340,740	42.7
岡山	5,744,666	56.5	3,361,189	78.4	67.4	1,646,407	80.8	3,623,320	46.3
石川	6,264,994	61.6	3,047,267	71.1	66.3	1,618,299	79.4	3,328,951	42.5
香川	6,732,253	66.2	3,017,514	70.4	68.3	1,549,784	76.0	3,482,186	44.5
奈良	6,139,608	60.4	2,735,049	63.8	62.1	1,502,281	73.7	3,246,222	41.5
宮城	8,590,953	84.4	4,020,192	93.7	89.1	1,677,791	82.3	3,469,374	44.3
福岡	7,146,450	70.2	3,417,749	79.7	75.0	1,660,135	81.5	3,705,989	47.3
山口	5,475,841	53.8	3,006,635	70.1	62.0	1,480,519	72.6	3,251,095	41.5
岐阜	5,648,618	55.5	3,182,370	74.2	64.9	1,508,661	74.0	3,143,037	40.2
福井	5,379,771	52.9	2,802,990	65.4	59.1	1,569,231	77.0	3,471,527	44.4
和歌山	4,938,474	48.5	3,106,879	72.4	60.5	1,525,101	74.8	3,070,137	39.2
北海道	6,627,475	65.1	3,140,704	73.2	69.2	1,641,571	80.5	3,259,318	41.6
新潟	5,776,276	56.8	3,066,590	71.5	64.1	1,669,432	81.9	3,084,244	39.4
徳島	5,108,247	50.2	2,916,326	68.0	59.1	1,486,987	73.0	3,173,221	40.5
福島	5,248,660	51.6	3,139,485	73.2	62.4	1,478,616	72.5	3,032,092	38.7
大分	5,591,865	55.0	2,799,424	65.3	60.1	1,457,514	71.5	3,074,624	39.3
山形	6,312,230	62.0	3,449,006	80.4	71.2	1,493,776	73.3	3,342,120	42.7
愛媛	5,503,601	54.1	2,936,511	68.5	61.3	1,410,592	69.2	3,182,559	40.7
島根	4,834,373	47.5	3,034,425	70.8	59.1	1,659,021	81.4	3,180,512	40.6
鳥取	5,122,681	50.4	3,089,175	72.0	61.2	1,569,105	77.0	3,284,075	42.0
熊本	5,257,759	51.7	2,938,886	68.5	60.1	1,592,177	78.1	3,336,654	42.6
長崎	5,159,414	50.7	2,805,884	65.4	58.1	1,642,782	80.6	3,086,647	39.4
高知	5,988,079	58.9	2,904,982	67.7	63.3	1,426,974	70.0	3,000,387	38.3
岩手	6,060,438	59.6	2,868,640	66.9	63.2	1,566,334	76.9	2,938,794	37.5
鹿児島	5,480,233	53.9	2,591,996	60.4	57.2	1,520,782	74.6	2,994,855	38.3
佐賀	4,700,196	46.2	3,104,029	72.4	59.3	1,583,190	77.7	3,095,157	39.5
青森	6,663,521	65.5	3,174,349	74.0	69.8	1,488,819	73.0	2,865,609	36.6
秋田	6,366,676	62.6	2,763,593	64.4	63.5	1,590,199	78.0	2,974,924	38.0
宮崎	4,246,748	41.7	2,908,784	67.8	54.8	1,513,002	74.2	2,922,984	37.3
沖縄	5,359,552	52.7	2,935,063	68.4	60.6	1,304,717	64.0	2,882,395	36.8

資料出所 ⑪総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
 ⑫総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
 ⑬総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

諸指標による都道府県の総合指数

東京	100.0
神奈川	87.1
大阪	84.1
愛知	82.8
埼玉	81.3
千葉	81.0
京都	79.6
兵庫	79.5
静岡	79.3
滋賀	78.3
茨城	78.2
栃木	77.9
広島	77.3
長野	76.8
富山	76.8
三重	76.7
山梨	76.5
群馬	76.1
石川	76.1
香川	76.0
奈良	75.8
宮城	75.5
福山	75.4
山岐	75.1
福岡	75.1
北九州	74.6
徳島	74.2
歌海	73.9
	73.0
	72.8
	72.6
福大	70.7
山愛	70.3
島鳥	70.1
熊長	70.0
高岩	69.6
鹿佐	69.5
青秋	69.0
宮沖	68.5
	68.4
	67.8
児	67.7
	67.6
	67.0
	66.8
	66.5
	63.1

各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	<u>埼玉（現行B）</u> 、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、 <u>山梨（現行C）</u> 、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、 <u>徳島（現行D）</u> 、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2017年5月24日

高知労働局長 園田 智幸 様

徳島労働局長 鈴木 麻里子様

香川労働局長 辻 知之 様

愛媛労働局長 濱本 和孝 様

全労連四国地区協議会

議長 岩部 乃之



地域間格差を是正し、持続可能な四国の実現にむけ、

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める要請

日頃より、労働者の権利と生活、雇用と労働環境を守るために日々ご尽力されていることに敬意を表します。

さて、労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしています。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いており、政府が「賃上げによる経済の好循環」をめざすことは私どもも望んでいるところです。

総務省の家計調査（本年2月発表）で、2016年のエンゲル係数が25・8%（2人以上の世帯）と、約30年ぶりの高さになりました。これは賃金が上がらない、社会保障費などの負担増から消費は抑制、食品は値上がりしているが削れないと国民生活が悪化していることを示しています。

四国内の有効求人倍率は改善が続き、人手不足が事業発展の阻害要因となっています。人手確保のために賃上げする企業が増えつつある一方で、地域の労働者から「10年働いても大卒初任給並みの賃金しかない」、「賃上げは最賃が上がった分のみ」と最低賃金の引き上げは切実なものになっています。

2016年度の地域別最低賃金は、最高の東京都で時給932円、四国では香川県では742円、愛媛県717円、徳島県716円、高知県715円と600円台を脱しましたが、フルタイムで働いても年収140万円程度しか得られないのでは、人間らしいまともな暮らしを保障する水準とはいえません。またこの間の地域間格差も大きく、高知県と東京では、同じ仕事をしていても時給で217円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いています。ランク別での目安改定額の格差拡大が続いており、現在の中賃目安答申には大きな問題があります。

3月28日に決定された「働き方改革実行計画」では、「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げて行く。これにより、全国加重平均が1000円になることをめざす」としています。年率3%程度の引上げでは、全国加重平均時給823円が1000円になるのは2023年であり、四国は取り残される形になります。

「地方創生」、そのための「良質な雇用」を地方で創出するために、格差と貧困の解消にむけて、最低賃金を大幅に引き上げるべきです。

地域のなかには「最低賃金を大幅に引き上げれば、中小企業の負担が増大するので行き過ぎた引き上げはすべきではない」との声が根強くあります。賃金が上がれば消費が拡大し、生産波及効果

によって中小企業の仕事が増え、経済の好循環が生まれます。欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額 1,000 円以上、月額約 20 万円以上が普通であり、そうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。その実現を保障するために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を講じて最低賃金引き上げを支えています。日本でも、公正取引ルールの確立をすすめ、中小企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要があります。

人口減少対策は交流人口を増やすことよりも定住人口の増加を図ることに比重をおくべきです。8 時間働けば生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、四国で安心して子育て、介護ができ、老後を暮らせる、持続可能な地域をつくることができます。

ついては、2017 年度の最低賃金改定と格差と貧困を解消するための地域づくりとそれを支える法整備が進むよう、四国全体での取り組みとして下記のとおり要請します。

記

1. 四国各県の最低賃金をすみやかに時給1000円以上に引き上げること。安倍内閣がめざす最低賃金時給1000円が実現した場合の地域経済への波及効果について、産業連関表を用いて県や研究者などと協力して試算を行うこと。時給1000円達成のための四国の課題を明らかにすること。
2. 全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 各地方最低賃金審議会の専門部会を全面公開すること。専門部会の審議内容および審議の経過を公開の本審で報告し、答申内容を決定すること。意見聴取は答申を決定する前に行うこと。
4. 若者が地域に定住し続けられる良質な雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。
5. 最低賃金法の「支払い能力」に関する規定を削除すること。
6. 中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。
7. 中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。
8. 最低賃金を大幅に引き上げ、8時間働けば健康で文化的な生活が送られるようにすること。8時間労働の確立にむけ、時間外労働と休日労働をあわせた残業の罰則付きの上限規制を「週15時間、月45時間、年360時間」とすること。自動車の運転業務、建設事業、医師、新技術や新商品等の研究開発業務も対象とすること。

以上